

新株式発行及び自己株式処分 並びに株式売出届出目論見書

平成28年11月



リネットジャパングループ株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式179,010千円(見込額)の募集及び株式194,400千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式60,750千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年11月16日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式処分並びに 株式売出届出目論見書

リネットジャパングループ株式会社

愛知県大府市柁山町三丁目33番地

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当箇所をご参照ください。

当社グループは、当社及び連結子会社2社（リネットジャパン株式会社、ネットオフ・ソーシャル株式会社）の計3社で構成されており、企業理念に『宅配リサイクルで世界を変える会社』を掲げ、インターネットに特化し、NETOFFブランドで展開するネットリユース事業と、宅配便による使用済小型家電の回収で国の許認可を取得し参入したReNetブランドで展開するネットリサイクル事業を行っております。

01 当社グループの成長戦略

当社社名のリネットジャパングループ（ReNet.jp Group）は「InterNet」×「Re-use」×「Re-cycle」を意味し、成長市場であるインターネット市場及びリユース市場にリサイクルという差別化要素を付けた、Re²（Reの二乗）を成長戦略としています。



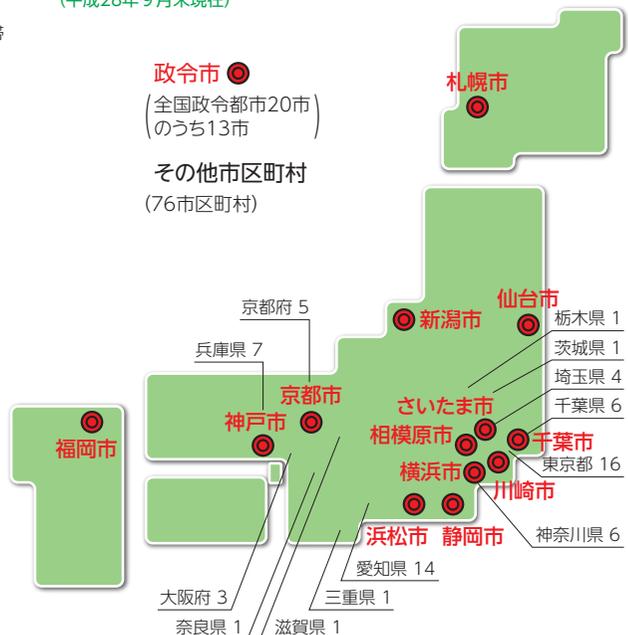
当社提携自治体数と自治体内世帯数の推移



総務省統計局「平成28年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」を使って集計換算した数値

ネットリサイクル事業における全国自治体提携数の拡大により、行政サービスの一環として多くの住民と接点を持ち、会員数及び収益機会の拡大を図っています。

当社提携自治体 (平成28年9月末現在)



(注) 3大都市圏における市区町村のみを表示しています。

02 当社グループの事業内容

ネットリユース事業



買取申込から集荷、査定、入金までインターネットを介して自宅に居ながら楽に売ることができ「宅配買取サービス」と、買取した商品を検品、在庫化し、同じくインターネットを通じて購入者へ届ける「ネット販売サービス」を提供しています。

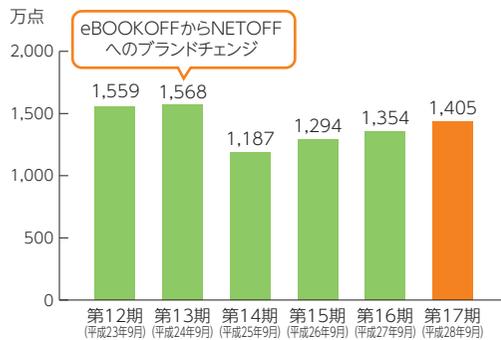
現在、販売に特化した第1商品センターと、買取に特化した第2商品センターの2拠点でオペレーションを行っています。

宅配買取
&
リユース
ネット販売
モデル



在庫・発送現場
(第1商品センター)

本&DVD買取コース 買取点数



ブランド&総合買取コース 買取点数



ネットリサイクル事業



平成26年1月に小型家電リサイクル法の認定事業者となった上で、インターネットと宅配便を活用し、データセキュリティが心配なパソコン等の使用済小型家電を、法律の下、安全に回収するプラットフォームを提供しています。

回収された小型家電は、主にレアメタル等の再生資源として有効活用されます。

宅配回収
&
インターネット
プラットフォーム
モデル



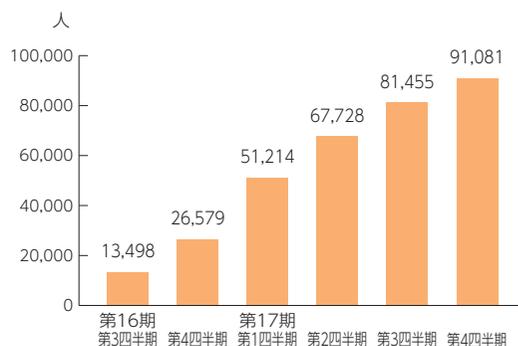
回収委託先の認定車輛



グループ会員数推移



リネット累計利用者数推移 (直近四半期)



(注) 平成27年12月のID統合により、ネットオフ会員とリネット会員はリネットジャパングループ会員として一本化されています。

当事業は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、ユーザーよりインターネットを通じて買取の申し込みを受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社を通じてインターネット販売を行う、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを提供しております。



自社サイト画面

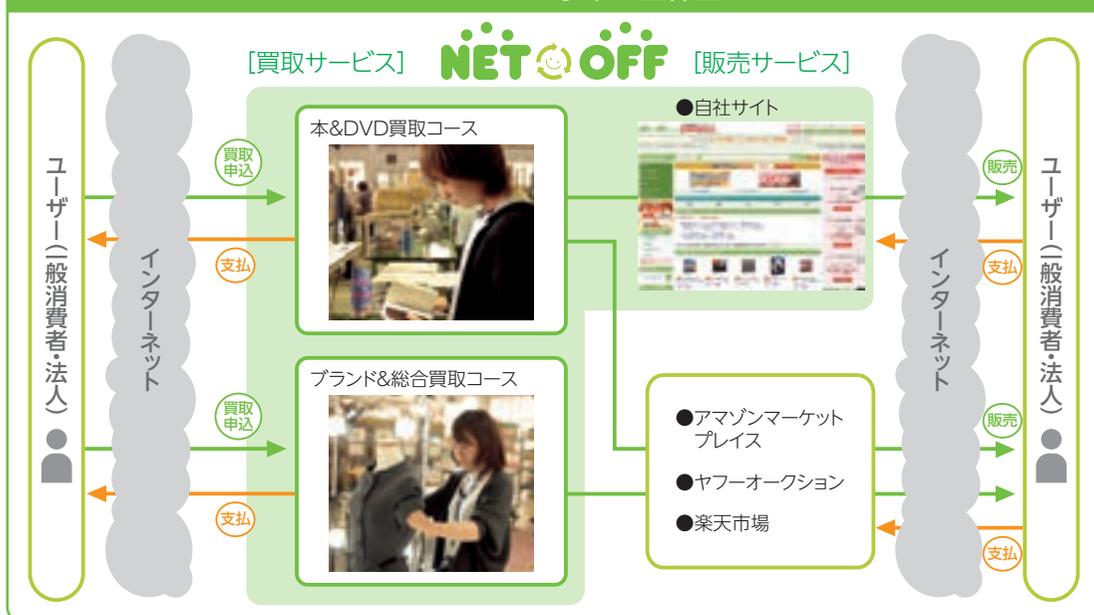
リユースビジネスにおいて最も重要な買取については、「重い中古書籍を店頭を持ち込むのは大変」「査定で長く待たされるのは苦痛」といったリアル店舗顧客の声に応える形で、宅配買取の提供を行っています。

また、取扱商品は、中古本、CD、DVD、ゲームソフトを中心に、ブランド品、金・プラチナ、ジュエリー、携帯電話、楽器、ゴルフクラブやフィギュアなど、多様な商品を幅広く取り扱うことで、宅配買取のワンストップサービスを提供しています。

取扱商品

<p>本&DVD 買取コース</p>	<p>本 CD DVD ゲームソフト等</p>
<p>ブランド&総合 買取コース</p>	<p>服 バッグ・時計 ジュエリー 携帯電話 カメラ 楽器 ベビーカー ゴルフクラブ等</p> <p>フィギュア等</p>

ネットリユース事業の全体図



○ 事業の特徴と強み

● トヨタ生産方式を導入したローコスト運営の自社商品センター

単価の安い、大量の中古書籍メディア商品（本、CD、DVD、ゲームソフト等）のオペレーションを、「トヨタ生産方式」^(注)を導入した自社商品センターにてローコストで運営しています。

当社は、一筆書きの最短ルートでピッキング作業を行える「ムダの削減」、整流化で作業工程間の滞留を減らす「ジャストインタイム」、見える化で工程作業者が問題を発見できるようにする「自動化」など様々な工夫を行っています。

(注) トヨタ自動車株式会社が生み出した工場における効率的な生産活動の運用方式の一つ。



第1商品センター（延床2,200坪）



第2商品センター（延床1,800坪）

● 商品・価格データベース構築およびシステム査定

中古本、CD、DVD、ゲームソフトを中心に、人気度と当社在庫状況を加味した独自の商品価格データベースを構築し、システムを利用した効率的な査定を行っています。特に書籍・コミックについては、外観判断のみの査定でなく、商品価値を反映した買取価格を商品タイトル別に適用し、人気タイトルにおける高価買取を実現しています。



本の査定風景

● 在庫回転率

トヨタ生産方式による効率的なオペレーションおよび商品・価格データベースの構築により、平成28年9月期において、年間総買取点数1,416万点以上（1円以上の有価買取のみ対象）、主力の書籍メディアについては年間25.3回転の在庫回転率実績（売上高÷期中平均の在庫金額）を上げています。

当社連結子会社のリネットジャパン株式会社が、平成26年1月23日に全国エリアを対象とする小型家電リサイクル法の認定事業者となり、同年7月からユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済のパソコン、携帯電話、その他小型家電を有償で宅配回収するサービスを提供しています。宅配回収については、小型家電回収の収集運搬を担当する佐川急便株式会社と使用済小型電子機器収集運搬委託契約書を締結し、平成27年3月より全国エリア（沖縄県、離島を除く）での回収を実施しています。また、パソコン廃棄の際に個人情報漏えいを懸念するユーザーに応えるため、回収時のデータ消去サービスを有償で行っています。



サイト画面

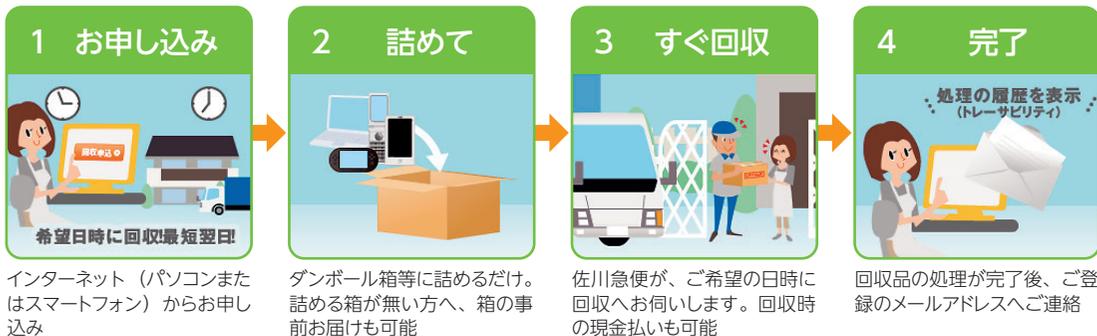
この事業の特徴は、全国の自治体と提携し、本サービスを行政サービスの一環として広報誌やごみ分別表等を通じて宅配回収の告知・普及を進めていることです。提携自治体では自治体が提供する回収ボックスに加え、宅配回収の利用を推奨しています。平成28年9月末現在、当社を推奨事業会社として協定書を締結または提携関係にある市区町村団体の数は89市区町村、世帯数で1,416万世帯（人口換算数で3,064万人）^(注)です。回収した小型家電は、これらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却もしくはリユース販売を行っています。

(注) 総務省統計局「平成28年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」を使って集計換算した数値です。

小型家電リサイクル法の対象品目

	品目	法律	当事業の対象
小型家電	<p>パソコン本体 パソコン周辺機器 携帯電話 カメラ ゲーム機 対象は400品目以上</p>	小型家電リサイクル法	○
大型家電	TV、冷蔵庫、乾燥機、エアコン、洗濯機	家電リサイクル法	×

サービスの流れ



○ 事業の特徴と強み

● 国の許認可を得ていること

ネットリサイクル事業の対面市場は、廃棄物処理法によって規制されている市場ですが、平成25年4月に環境省、経済産業省共管にて小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行され、当社グループは平成26年1月に全国エリアを対象として初、また、宅配便での回収スキームとしても初の許認可を取得し、認定事業者として同年7月より本事業を立ち上げています。

● 商品センター不要のインターネット・リサイクルプラットフォーム

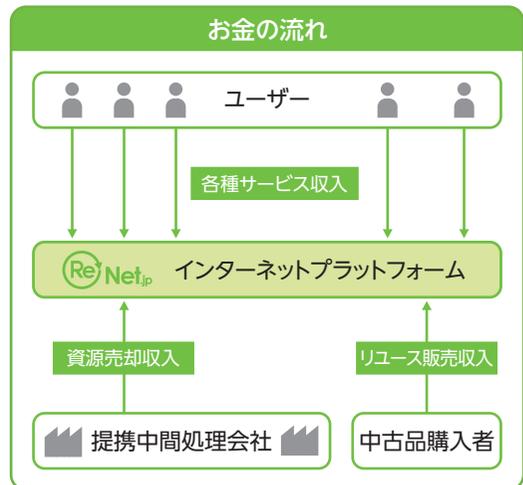
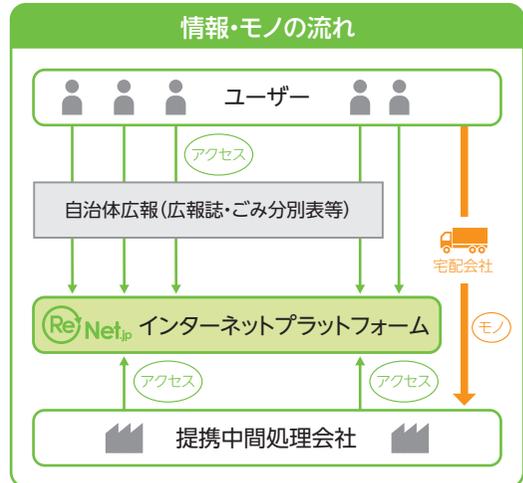
ネットリサイクル事業は、ユーザーや回収委託先の宅配会社、処理委託先の中間処理会社をインターネットで繋ぐ、プラットフォーム型のビジネスモデルであり、ユーザーから回収を依頼された使用済小型家電は、当社のバックヤードを介在せずに宅配会社によって中間処理を委託する各地域の認定中間処理会社へ直送されることになります。

● 3つの方法による複合型収益モデル

回収された小型家電は、レアメタル資源として中間処理会社へ売却することで資源売却収入を獲得するとともに、一部リユース再販を行うことで商品販売収入を確保します。また、ユーザーからは課金収入として宅配回収料金に加え、各種サービス収入（パソコンデータ消去、データ引越サービス、ダンボール事前送付、代引き払い等）をオプション課金として徴収し対価を得るなど、3つの方法により収益を積み上げる複合型収益モデルを構築しています。



小型家電
リサイクル法
認定事業者
マ ー ク

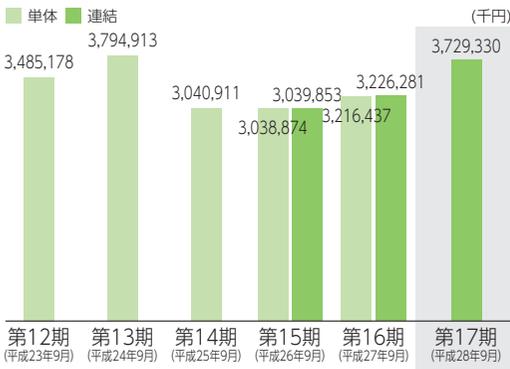


サービス体系

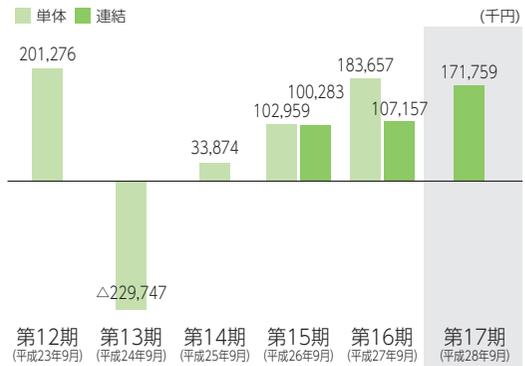
基本料	宅配回収料金
オプションサービス	<p>パソコンデータ消去：パソコンのデータ消去作業代行及び消去証明書発行を行うサービス</p> <p>データ引越サービス：回収したパソコン内のデータをUSBメモリ等へ移行し、返却するサービス</p> <p>ダンボール事前送付：回収専用ダンボールの事前送付サービス</p> <p>代引き払い：回収ドライバーへの現金払い決済サービス</p>

03 業績等の推移

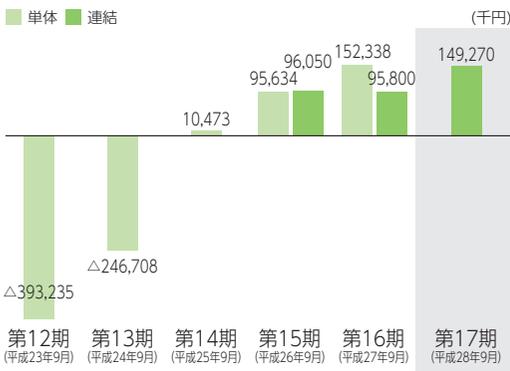
売上高



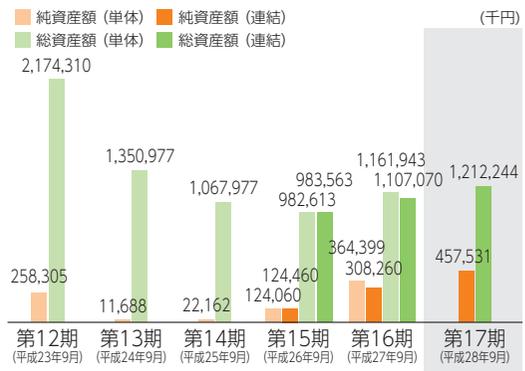
経常利益又は経常損失(△)



当期(親会社株主に帰属する当期)純利益又は当期純損失(△)



純資産額/総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)



- (注) 1. 当社は、平成27年7月15日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)」の各グラフでは第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。
2. 第12期、第13期及び第14期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、三優監査法人の監査を受けておりません。又、第17期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了となっております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	22
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【業績等の概要】	23
2 【生産、受注及び販売の状況】	26
3 【対処すべき課題】	28
4 【事業等のリスク】	29
5 【経営上の重要な契約等】	33
6 【研究開発活動】	34
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	35
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	39

第4	【提出会社の状況】	40
1	【株式等の状況】	40
2	【自己株式の取得等の状況】	50
3	【配当政策】	50
4	【株価の推移】	50
5	【役員の状況】	51
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	54
第5	【経理の状況】	60
1	【連結財務諸表等】	61
2	【財務諸表等】	124
第6	【提出会社の株式事務の概要】	136
第7	【提出会社の参考情報】	137
1	【提出会社の親会社等の情報】	137
2	【その他の参考情報】	137
第四部	【株式公開情報】	138
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	138
第2	【第三者割当等の概況】	143
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	143
2	【取得者の概況】	145
3	【取得者の株式等の移動状況】	147
第3	【株主の状況】	148
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年11月16日
【会社名】	リネットジャパングループ株式会社
【英訳名】	Renet Japan Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 武志
【本店の所在の場所】	愛知県大府市柵山町三丁目33番地
【電話番号】	0562-45-2922
【事務連絡者氏名】	取締役 山根 秀之
【最寄りの連絡場所】	愛知県大府市柵山町三丁目33番地
【電話番号】	0562-45-2922
【事務連絡者氏名】	取締役 山根 秀之
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の 種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 179,010,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 194,400,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 60,750,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の 払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出 時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	130,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年11月16日開催の取締役会決議によっております。

- 発行数については、平成28年11月16日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数91,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数39,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち、自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、平成28年11月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、12,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 上記とは別に、平成28年11月16日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式37,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成28年11月30日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分		発行数 (株)	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	91,000	125,307,000	67,813,200
	自己株式の処分	39,000	53,703,000	—
計(総発行株式)		130,000	179,010,000	67,813,200

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年11月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は210,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年12月13日(火) 至 平成28年12月16日(金)	未定 (注) 4	平成28年12月19日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年11月30日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年12月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年11月30日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年12月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成28年11月16日開催の取締役会において、平成28年12月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年12月20日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)(「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年12月2日から平成28年12月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社百五銀行 中村支店	愛知県名古屋市中村区則武本通三丁目38番
株式会社大垣共立銀行 大府支店	愛知県大府市中央町二丁目64番

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 買取引受けによります。 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成28年12月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
計	—	130,000	—

- (注) 1. 平成28年11月30日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年12月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
193,752,000	5,000,000	188,752,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額188,752千円及び「1 新規発行株式」の(注)5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限55,890千円については、以下の使途に充当する予定であります。

具体的には自社サイトのリニューアルや、ネットリユース事業におけるポイントシステム、買取サービス機能の強化及び販売システム等の強化のための設備投資(注)として200,000千円(平成29年9月期48,000千円、平成30年9月期63,000千円、平成31年9月期89,000千円)を充当する予定であります。また、残額は、その他の当社事業成長に資するシステム投資等に充当する方針であります。なお、現時点において具体的に決定している事項はありません。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	120,000	愛知県名古屋千種区 黒田 武志 120,000株
計(総売出株式)	—	120,000	194,400,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 12月13日(火) 至 平成28年 12月16日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年12月9日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成28年12月20日)の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	37,500	60,750,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 37,500株
計(総売出株式)	—	37,500	60,750,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年11月16日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式37,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,620円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 12月13日(火) 至 平成28年 12月16日(金)	100	未定 (注) 1	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である黒田武志(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年11月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式37,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式37,500株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成29年1月20日(金)
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	愛知県名古屋市中村区則武本通三丁目38番 株式会社百五銀行 中村支店 愛知県大府市中央町二丁目64番 株式会社大垣共立銀行 大府支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年1月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるM I Cイノベーション3号投資事業有限責任組合、豊田通商株式会社、S B Iベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、バリューアップ投資事業有限責任組合、株式会社ハードオフコーポレーション、N V C C 7号投資事業有限責任組合、共立キャピタル株式会社、株式会社百五銀行、S B Iベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、あいぎん未来創造ファンド2号投資事業有限責任組合、静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合、S B Iアドバンスト・テクノロジー1号投資事業有限責任組合、S B Iベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合、株式会社M T G、株式会社オークファン、S B Iベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合、株式会社アンカーネットワークサービス、スガシタパートナーズ株式会社、VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED、ステッチ株式会社、株式会社アスア及び株式会社企業家キャピタルは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年3月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、売出人かつ貸株人である黒田武志、当社株主である株式会社T Kコーポレーション、当社株主かつ当社役員である佐藤亮及び高橋義孝は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年3月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年6月17日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年11月16日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	3,039,853	3,226,281
経常利益 (千円)	100,283	107,157
当期純利益 (千円)	96,050	95,800
包括利益 (千円)	92,533	95,800
純資産額 (千円)	124,460	308,260
総資産額 (千円)	983,563	1,107,070
1株当たり純資産額 (円)	86.14	192.07
1株当たり当期純利益金額 (円)	95.75	64.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	12.65	27.84
自己資本利益率 (%)	131.03	44.28
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	144,334	110,192
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△36,511	210,132
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△223,438	1,327
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	125,402	447,055
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	49 〔117〕	61 〔112〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。

5. 前連結会計年度(第15期)及び当連結会計年度(第16期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。

6. 当社は、平成27年6月8日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成23年 9 月	平成24年 9 月	平成25年 9 月	平成26年 9 月	平成27年 9 月
売上高 (千円)	3,485,178	3,794,913	3,040,911	3,038,874	3,216,437
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	201,276	△229,747	33,874	102,959	183,657
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△393,235	△246,708	10,473	95,634	152,338
資本金 (千円)	400,000	400,000	400,000	400,000	444,000
発行済株式総数 (株)	10,409	10,409	10,409	14,839	1,643,900
純資産額 (千円)	258,305	11,688	22,162	124,060	364,399
総資産額 (千円)	2,174,310	1,350,977	1,067,977	982,613	1,161,943
1株当たり純資産額 (円)	25,781.59	1,166.66	22.12	85.86	227.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額(△) (円)	△39,248.94	△24,624.07	10.45	95.34	102.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.88	0.87	2.08	12.63	31.36
自己資本利益率 (%)	—	—	61.88	130.81	62.37
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	61 [134]	59 [138]	47 [120]	49 [117]	61 [112]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第14期、第15期、第16期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第12期、第13期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
3. 第12期及び第13期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
6. 前事業年度(第15期)及び当事業年度(第16期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けておりますが、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 当社は、平成27年6月8日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 第12期の業績については、翌期首に吸収合併したネットオフ・マーケティング株式会社の合併差損の引当額を特別損失に計上したことにより、当期純損失となりました。
9. 第13期の業績については、期首に当社の100%出資子会社でブランド品、カメラ、楽器、スポーツ用品などのリユース事業を営んでいたネットオフ・マーケティング株式会社を吸収合併して同社の事業を承継したことにより、売上高が前年同期比で309,735千円増加しました。事業承継に伴う経費の増加に加え、ブックオフコーポレーション株式会社との標章利用に関するライセンス契約の終了に伴い、顧客減少の抑止策として実施した自社ブランド向上のための広告宣伝費など臨時的な経費が発生したため、販売費及び一般管理費が前年同期比で増加したことにより、経常損失及び当期純損失となりました。
10. 第14期の業績については、第1四半期に当社データベースへの不正アクセス事案が発生し、自社のサービスサイトを一時閉鎖したことにより、販売面での機会損失が生じたため、売上高が前年同期比で754,002千円減少しました。その一方で、販売費及び一般管理費は買取広告宣伝費や作業人件費等の大幅な抑制の効果により前年同期比で減少し、経常利益は33,874千円、当期純利益は10,473千円となりました。
11. 第15期の業績については、売上高は前事業年度から特に大きな変動事象はなく堅調に推移し、価格管理レベルの向上により、売上総利益率が前事業年度と比べて3.2ポイント上昇しており、売上総利益が前年同期比で95,660千円増加しました。販売費及び一般管理費についても、人件費の抑制や荷造運送費のコストダウンなど経費削減施策が奏功した結果、経常利益は102,959千円、当期純利益は95,634千円となりました。
12. 第16期の業績については、売上高は前事業年度から特に大きな事象変動はなく堅調に推移し、精度の高いコストコントロールを実施したことで、売上総利益率が前事業年度と比べて0.89ポイント上昇しており、売上総利益が前年同期比で159,494千円増加しました。販売費及び一般管理費についても、広告宣伝費、物流コストの見直しなどを行った結果、経常利益は183,657千円、当期純利益は152,338千円となりました。
13. 当社は、平成27年7月15日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
1株当たり純資産額 (円)	257.82	11.67	22.12	85.86	227.05
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	△392.49	△246.24	10.45	95.34	102.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、平成12年7月、インターネットの普及や高齢化社会の進展に伴い、リユース分野においてもリアル店舗（注）ではなくインターネットを利用した利便性の高いサービスの需要が増大することを予見し、当社の前身である株式会社リサイクルブックセンターを三重県四日市市に設立いたしました。その後、平成12年12月に商号を株式会社イーブックオフと変更し本店を名古屋市中村区に移転しております。

続いて、当社は書籍以外の商品も取扱うことで総合的なリユース事業へ拡大する方針のもと、平成17年10月に商号をネットオフ株式会社へ変更いたしました。その後、平成26年10月1日をもって従来の『ネットオフのリユース事業』に加え、『子会社リネットジャパン株式会社のリサイクル事業』を新たな軸として展開していくにあたり、第2の創業として更なる飛躍を期して、商号を「リネットジャパングループ株式会社」に変更いたしました。

当社設立以後の企業集団に係る経緯につきましては、次のとおりであります。

年月	概要
平成12年7月	三重県四日市市にインターネットによる書籍の宅配買取・販売を目的とする株式会社リサイクルブックセンターを設立
平成12年8月	オンライン書店『eBOOKOFF』サイトをトヨタ自動車株式会社が運営するGAZOOモール内に開設
平成12年12月	株式会社リサイクルブックセンターから株式会社イーブックオフに商号を変更 本社を名古屋市中村区に移転
平成13年2月	中古CD取扱い開始
平成13年8月	中古ゲームソフト取扱い開始
平成14年3月	ブックオフコーポレーション株式会社との標章利用のライセンス契約締結 (平成24年3月契約終了)
平成14年6月	中古DVD取扱い開始
平成14年12月	商品買取・配送センター機能を岡山市中区から大府商品センター(愛知県大府市)へ移転(現 第1商品センター)
平成17年6月	新刊書籍の販売を事業目的とした当社100%出資子会社の株式会社ブックチャンスを設立
平成17年7月	『eBOOKOFF』サイトをGAZOOモール内システムから自社システムに移管
平成17年10月	株式会社イーブックオフからネットオフ株式会社に商号を変更
平成18年9月	本社を愛知県大府市に移転 新刊本(書籍・コミック)の取扱い開始
平成20年11月	株式会社ブックチャンスをネットオフ・マーケティング株式会社に変更 宅配オークション代行サービス「宅オク」を開始
平成21年9月	第2商品センター(愛知県大府市)を開設
平成21年11月	ブランド品、カメラ、楽器、スポーツ用品などの宅配買取サービスを開始
平成23年1月	フィギュア買取専門サイト「ネットオフ・フィギュア」を開始
平成23年10月	ネットオフ・マーケティング株式会社を吸収合併
平成23年12月	ソーシャルマーケティング、広告代理店業務を目的として、当社100%出資子会社のネットオフ・ソーシャル株式会社を設立
平成24年3月	萌え系グッズ宅配買取専門サイト「もえたく!」を開始
平成25年3月	小型家電リサイクル回収を目的として、リネットジャパン株式会社(現連結子会社)設立 ヤフー株式会社と買取事業に関する業務提携
平成26年1月	リネットジャパン株式会社が使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」)に基づく全国エリアを対象とする認定事業者(第24号)を取得
平成26年7月	リネットジャパン株式会社が小型家電リサイクル法に基づくPCなどの小型家電の宅配回収を愛知県にて開始
平成26年9月	リネットジャパン株式会社を株式交換により完全子会社化
平成26年10月	ネットオフ株式会社からリネットジャパングループ株式会社に商号を変更 政令市初「リネットジャパン」が、京都市と協定を締結
平成28年2月	全国初「リネットジャパン」が、東京都と協定を締結、事業所からの使用済小型家電の宅配便回収を開始
平成28年4月	リネットジャパングループ初のスマホアプリ「全国ごみの日ナビ」をリリース
平成28年5月	「全国ごみの日ナビ」が愛知県小牧市で自治体公式アプリとして採用決定

[注書き説明]

(注) 店頭にて商品の仕入・販売を行う従来型の路面店舗

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社(リネットジャパン株式会社、ネットオフ・ソーシャル株式会社)の計3社で構成されており、企業理念に『宅配リサイクルで世界を変える会社』を掲げ、インターネットに特化し、NETOFFブランドで展開するネットリユース事業と、宅配便による使用済小型家電の回収で国の許認可を取得し参入したReNetブランドで展開するネットリサイクル事業を行っております。当社社名のリネットジャパングループ (ReNet. jp Group) は「InterNet」×「Re-use」×「Re-cycle」を意味し、成長市場であるインターネット市場及びリユース市場にリサイクルという差別化要素を付け加えた、Re² (Reの二乗) を成長戦略としています。Re²の具体的な効果として、ネットリサイクル事業における全国自治体提携数の拡大により自治体住民と接点を持ち、両事業の会員数及び収益機会の拡大を図ることができると考えております。当社グループの事業内容は次のとおりであります。

(1) ネットリユース事業

当事業は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、ユーザーよりインターネットを通じて買取の申し込みを受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社を通じてインターネット販売を行う、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを提供しております。リユースビジネスにおいて最も重要な買取については、「重い中古書籍を店頭を持ち込むのは大変」「査定で長く待たされるのは苦痛」といったリアル店舗顧客の声に応える形で、宅配買取の提供を行っています。また、取扱商品は、中古本、CD、DVD、ゲームソフトを中心に、ブランド品、金・プラチナ、ジュエリー、携帯電話、楽器、ゴルフクラブやフィギュアなど、多様な商品を幅広く取り扱うことで、宅配買取のワンストップサービスを提供しています。

当該事業においては、買取申込から集荷、査定、入金までインターネットを介して自宅に居ながら楽に売ることができる「宅配買取サービス」と、買取した商品を検品、在庫化し、同じくインターネットを通じて購入者へ届ける「ネット販売サービス」を提供しています。現在、販売に特化した第1商品センター(延床2,200坪)と、買取に特化した第2商品センター(延床1,800坪)の2拠点でオペレーションを行っています。

① 取扱商品

当事業の取扱商品は、中古本、CD、DVD、ゲームソフト等の「本&DVD買取コース」と、ブランド品、金・プラチナ、ジュエリー、携帯電話、楽器、ゴルフクラブやフィギュア等の「ブランド&総合買取コース」の2つのコースにサイトを区分して取り扱っており、両コース合わせて常時100万点以上の多様な商品を総合的に取り揃えています。また、成長分野のフィギュアにおいては萌え系グッズ(注1)の専門サイト「もえたく!」を設け、買取を行っております。

② トヨタ生産方式を導入したローコスト運営の自社商品センター

単価の安い、大量の中古書籍メディア商品(本、CD、DVD、ゲームソフト等)のオペレーションを、「トヨタ生産方式(注2)」を導入した自社商品センターにてローコストで運営しています。当社は、一筆書きの最短ルートでピッキング作業を行える「ムダの削減」、整流化で作業工程間の滞留を減らす「ジャストインタイム」、見える化で工程作業者が問題を発見できるようにする「自動化」など様々な工夫を行っています。このトヨタ生産方式による効率的なオペレーションおよび商品・価格データベースの構築により、平成28年9月期において、年間総買取点数1,416万点以上(1円以上の有価買取のみ対象)、主力の書籍メディアについては年間25.3回転の在庫回転率実績(売上高÷期中平均の在庫金額)を上げています。

③ リネットジャパングループ会員数

当社会員数は242万人(平成28年9月末現在)を超えて堅調に推移しています。

	平成23年 9月末	平成24年 9月末	平成25年 9月末	平成26年 9月末	平成27年 9月末	平成28年 9月末
会員数(万人)	174.9	187.6	194.5	207.4	225.3	242.0

④ 商品・価格データベース構築およびシステム査定

中古本、CD、DVD、ゲームソフトを中心に、人気度と当社在庫状況を加味した独自の商品価格データベースを構築し、システムを利用した効率的な査定を行っています。特に書籍・コミックについては、外観判断のみの査定でなく、商品価値を反映した買取価格を商品タイトル別に適用し、人気タイトルにおける高価買取を実現しています。

⑤ 買取点数推移

当事業の買取点数は以下の通りです。なお、平成24年3月の「イーブックオフ」商標利用ライセンス契約終了に伴い、現在「ネットオフ」ブランドへ完全移行しております。

	平成23年 9月期	平成24年 9月期	平成25年 9月期	平成26年 9月期	平成27年 9月期	平成28年 9月期
本&DVD買取コース (千点)	15,592	15,683	11,874	12,944	13,544	14,048
ブランド&総合買取 コース(千点)	47	99	89	99	106	120
ネットリユース事業 合計(千点)	15,639	15,782	11,963	13,042	13,650	14,168

⑥ その他サービスの特徴

その他のサービスとして、宅配集荷とヤフーオークションへの出品代行を組み合わせた宅配オークション代行サービス「宅オク」の他に、宅配買取の際に少額のエコ募金を募るサービス「スマイル・エコ・プログラム」(注3)など、社会貢献活動を積極的に行っています。また、当社連結子会社のネットオフ・ソーシャル株式会社には、一部の広告配信業務を委託しています。

(2) ネットリサイクル事業

当社連結子会社のリネットジャパン株式会社が、平成26年1月23日に全国エリアを対象とする小型家電リサイクル法の認定事業者となり、同年7月からユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済のパソコン、携帯電話、その他小型家電を有償で宅配回収するサービスを提供しています。宅配回収については、小型家電回収の収集運搬を担当する佐川急便株式会社と使用済小型電子機器収集運搬委託契約書を締結し、平成27年3月より全国エリア(沖縄県、離島を除く)での回収を実施しています。また、パソコン廃棄の際に個人情報漏えいを懸念するユーザーに応えるため、回収時のデータ消去サービス(注4)を有償で行っています。この事業の特徴は、全国の自治体と提携し、本サービスを行政サービスの一環として広報誌やごみ分別表等を通じて宅配回収の告知・普及を進めていることです。提携自治体では自治体が提供する回収ボックスに加え、宅配回収の利用を推奨しています。平成28年9月末現在、当社を推奨事業会社として協定書を締結または提携関係にある市区町村団体の数は89市区町村、世帯数で1,416万世帯(人口換算数で3,064万人)(注5)です。回収した小型家電は、これらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却もしくはリユース販売を行っています。

① 回収品目

当事業で回収できる品目は、パソコン本体、パソコン周辺機器、携帯電話・通信機器、カメラ、ゲーム機、電子楽器、音響機器、映像機器、カーナビ・カーオーディオ、キッチン家電、生活家電等400品目以上となります。大半は資源売却で処理されますが、パソコンについては有償でのデータ消去サービスや一部リユース販売を行っています。

② 商品センター不要のインターネット・リサイクルプラットフォーム

ネットリサイクル事業は、ユーザーや回収委託先の宅配会社、処理委託先の中間処理会社をインターネットで繋ぐ、プラットフォーム型のビジネスモデルであり、ユーザーから回収を依頼された使用済小型家電は、当社のバックヤードを介在せずに宅配会社によって中間処理を委託する各地域の認定中間処理会社へ直送されることとなります。当社グループは、収集運搬を担当する佐川急便株式会社と複数の中間処理会社を統制しながら回収を行っており、商品センター運営や在庫などのコスト負担が軽減できています。尚、中間処理会社へ搬入された回収物の中から再生可能で付加価値の高い物品を選別し、ユーザー同意の下、再生商品として当社のネットリユース事業で販売をしております。

③ 国の許認可を得ていること

ネットリサイクル事業の対面市場は、廃棄物処理法によって規制されている市場ですが、平成25年4月に環境省・経済産業省共管にて小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行され、当社グループは平成26年1月に全国エリアを対象として初、また、宅配便での回収スキームとしても初の許認可を取得し、認定事業者として同年7月より本事業を立ち上げています。

④ 自治体との連携

当社グループが協定または提携関係にある市区町村は平成28年9月末現在で89あり、これら提携自治体の合計世帯数は24.9%（日本の総人口の23.9%）（注5）となっています。当社グループが最も重要視しているのは、人口が多く他の自治体への影響力が大きい政令市並びに人口の集中が進んでいる3大都市圏の市区町村との提携関係です。現在、全国政令都市20市のうち13市（さいたま市、横浜市、京都市、札幌市、新潟市、神戸市、静岡市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、浜松市、福岡市）、3大都市圏においては66市区町村（愛知県（一宮市、稲沢市、刈谷市、岩倉市、小牧市、大府市、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多市、東海市、半田市、豊橋市、豊田市、豊明市）、三重県（桑名市）、京都府（亀岡市、京都市、長岡京市、向日市、乙訓郡大山崎町）、大阪府（阪南市、泉大津市、泉南市）、兵庫県（洲本市、神戸市、川西市、淡路市、南あわじ市、尼崎市、加古川市）、奈良県（生駒市）、滋賀県（大津市）、東京都（稲城市、国立市、小平市、町田市、東大和市、八王子市、府中市、武蔵村山市、文京区、立川市、三鷹市、昭島市、世田谷区、足立区、多摩市、国分寺市）、埼玉県（さいたま市、川口市、本庄市、戸田市）、神奈川県（横須賀市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、南足柄市）、千葉県（香取市、松戸市、千葉市、船橋市、茂原市、山武群横芝光町）、茨城県（土浦市）、栃木県（那須塩原市））と提携関係を結んでおり、これを世帯数で換算すると1,379万世帯（人口数で換算すると2,978万人）（注5）にあたります。

自治体内 人口数(万人)	平成26年 9月期	平成27年9月期				平成28年9月期			
	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月
提携自治体数 (市区町村)	4	9	20	33	44	53	63	85	89
自治体内 世帯数(万世帯)	95	292	583	825	1,020	1,111	1,254	1,403	1,416
自治体内 人口数(万人)	204	640	1,268	1,783	2,213	2,400	2,710	3,033	3,064

⑤ リネット利用者数

当社のリサイクル回収サービスを利用するにはリネットジャパングループ会員となる必要があります。市区町村との連携拡大に伴い、ネットリサイクル事業における累計利用者数は91,081人（平成28年9月末現在）と順調に推移しており、グループ全体の会員数底上げに繋がっております。なお、サービス開始から直近四半期毎の累計利用者数は、以下の通りです。

	平成26年 9月	平成26年 12月	平成27年 3月	平成27年 6月	平成27年 9月	平成27年 12月	平成28年 3月	平成28年 6月	平成28年 9月
累計利用者数(人)	378	1,422	4,183	13,498	26,579	51,214	67,728	81,455	91,081

⑥ 佐川急便株式会社との提携

小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン株式会社は、収集運搬を担当する佐川急便株式会社と「使用済小型電子機器収集運搬委託契約書」を締結し、全国エリアでの事業展開が行われています。

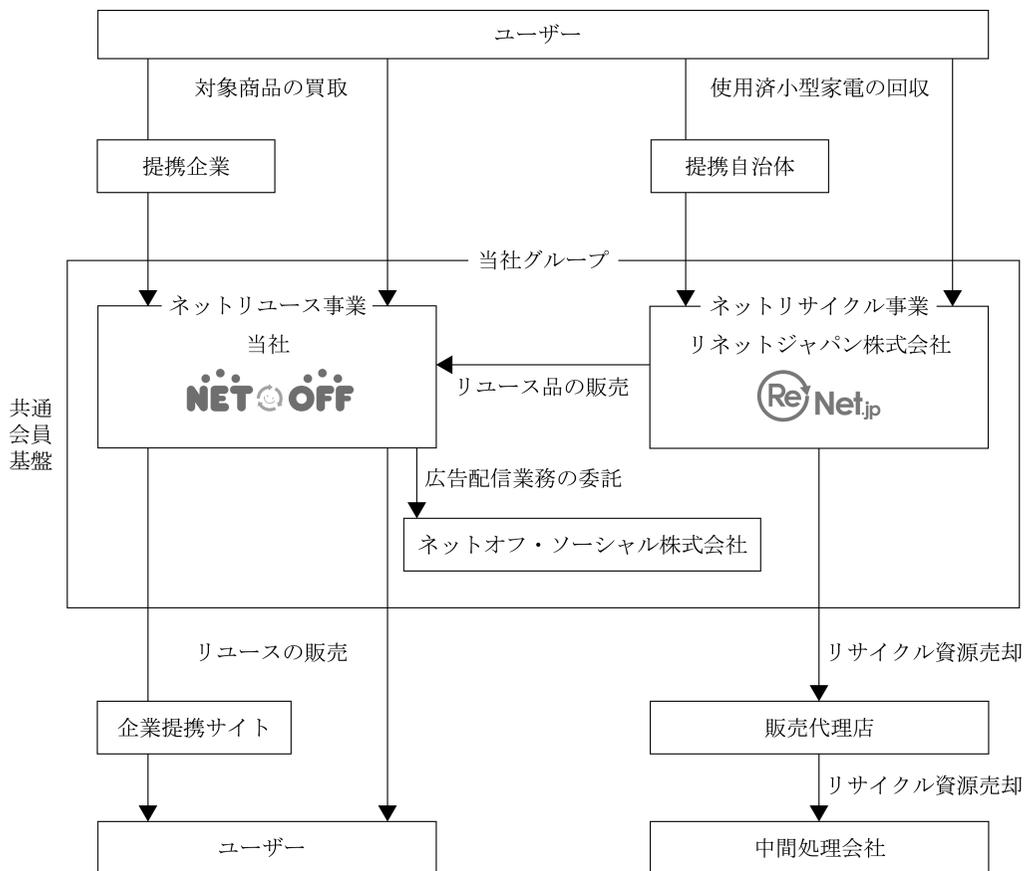
⑦ 豊通マテリアル株式会社との提携

小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン株式会社は、豊通マテリアル株式会社と「販売代理店契約」を締結し、豊通マテリアル株式会社は小型家電リサイクル法の認定事業計画に沿って小型家電等を中間処理会社へ販売を行っています。

⑧ 3つの方法による複合型収益モデル

回収された小型家電は、レアメタル資源として中間処理会社へ売却することで資源売却収入を獲得するとともに、一部リユース再販を行うことで商品販売収入を確保します。また、ユーザーからは課金収入として宅配回収料金に加え、各種サービス収入(パソコンデータ消去、データ引越サービス、ダンボール事前送付、代引き払い等)(注6)をオプション課金として徴収し対価を得るなど、3つの方法により収益を積み上げる複合型収益モデルを構築しています。

グループ全体の事業系統図は以下の通りです。



[注書き説明]

- (注1) アニメ・漫画・ゲームソフト等の媒体における登場人物などに関連する商品。
- (注2) トヨタ自動車株式会社が生み出した工場における効率的な生産活動の運用方式の一つ。
- (注3) 平成19年より開始し、平成28年9月期は宅配買取利用者の3.6%が利用。寄付累計額は6,310万円(平成28年9月現在)となっています。
- (注4) パソコンのデータ消去作業代行及び消去証明書発行を行うサービス。
- (注5) 総務省統計局「平成28年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」を使って集計換算した数値です。
- (注6) パソコンデータ消去：注4の通り。
 ダンボール事前送付：回収専用ダンボールの事前送付サービス。
 代引き払い：回収ドライバーへの現金払い決済サービス。
 データ引越サービス：回収したパソコン内のデータをUSBメモリ等へ移行し、返却するサービス。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) リネットジャパン 株式会社 (注)2	愛知県大府市	60,000	使用済小型電子機器 など再資源化製品の リサイクル業務	100.0	当社への業務委託 役員の兼任 3名
ネットオフ・ソー シャル株式会社	愛知県大府市	1,000	ソーシャルマーケテ ィング及び広告代理 店業務	100.0	当社の広告配信業務 役員の兼任 1名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ネットリユース事業	56 (105)
ネットリサイクル事業	4 (0)
合計	60 (105)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成28年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60(105)	39.4	6.6	4,081

セグメントの名称	従業員数(名)
ネットリユース事業	56 (105)
ネットリサイクル事業	4 (0)
合計	60 (105)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係については円満な関係にあり特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第16期連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済対策や日銀の金融緩和策により、為替の円安進行、日経平均株価の上昇など、輸出企業を中心に企業業績は急速な回復をみせております。

また、雇用環境は回復傾向がみられるものの、個人消費については、消費税増税以降の消費者心理の悪化、生活必需品を含めた物価上昇などの影響により、小売業界においては、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、リユース業界においては、消費者向けの市場規模は拡大を続けており、従来のリアル店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入へ移行が進んでおります。また、その中でもメディア・ホビー商材の市場規模は最大のカテゴリー(注)であり、同カテゴリーのネット市場は成長市場となっております。

また、リサイクル業界においては「小型家電リサイクル法」が施行されて以降、廃棄物処理に関する規制が緩和され、民間企業の一般廃棄物処理事業への参入が拡大しており、レアメタル等の資源再利用への取り組みが今後更に強化されていく見通しにあります。

このような環境の中、当社グループは『宅配リサイクルで世界を変える』を企業理念に掲げ、「NETOFF」ブランドのネットリユース事業と「ReNet」ブランドであるネットリサイクル事業を展開しており、各事業共に様々な施策の下、事業拡大に注力しております。

ネットリユース事業においては、顧客ニーズを反映したサービスサイトの改善によるリピート率の向上や、楽天、ヤフーショッピング等のインターネットショッピングサイトへの出品による販売チャネルの多様化を進めることで、新たな需要獲得にも注力してまいりました。また、買取広告宣伝費を中心とする商材獲得コストのコントロールを行う他、粗利率など価格管理面の安定維持、コミックセット品やホビー品など高付加価値商材の取り扱い強化等、常に複数の施策を組み合わせることで収益構造の強化に注力してまいりました。

ネットリサイクル事業においては、当社子会社であるリネットジャパン株式会社が、一般消費者から不要となった使用済小型電子機器等を回収して中間処理業者へ直送するインターネットプラットフォーム型のサービスを本格的に開始。各自治体との連携を拡大し、行政サービスの一環としての使用済小型家電の宅配回収の告知及び普及を進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,226,281千円(前連結会計年度比6.1%増)となり、営業利益114,480千円(前連結会計年度比8.9%増)、経常利益107,157千円(前連結会計年度比6.9%増)、当期純利益95,800千円(前連結会計年度比0.3%減)となりました。

なお、当連結会計年度における事業セグメントごとの業績については、以下のとおりです。

(ネットリユース事業)

当セグメントの当連結会計年度の業績は、オペレーションが成熟した安定事業であることに加え、上記のネットリユース事業における各種施策が好調に推移した結果、売上高3,183,053千円(前連結会計年度比4.7%増)、営業利益194,849千円(前連結会計年度比79.8%増)となりました。

(ネットリサイクル事業)

当セグメントの当連結会計年度の業績は、各自治体との連携を積極的に進めた他、平成27年9月15日からは「全国実証キャンペーン」(宅配事業者を利用した使用済小型電子機器等の無料回収)を開始するなど積極的な事業展開を行ったものの、事業立ち上げからの期間が浅く、消費者への認知も未だ十分ではないため、売上高43,228千円(前連結会計年度979千円)、営業損失80,369千円(前連結会計年度は営業損失3,248千円)となりました。

第17期第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、政府による機動的な財政政策や民間投資を喚起する成長戦略の推進、日銀による大胆な金融政策により、株式市場及び為替相場の不安定な変動や原油価格の低下等が見受けられたものの、雇用・所得環境は改善し、緩やかな回復基調は続いております。

一方、中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、民間設備投資も鈍化し、個人消費の面においても、消費者心理の悪化、生活必需品を含めた物価上昇などの影響により、小売業界においては、先行き不透明な状況のままで推移しました。

このような状況の下、リユース業界においては、消費者向けの市場規模は引き続き拡大を続けており、従来のリアル店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入へ移行が急激に加速しております。また、その中でもメディア・ホビー商材の市場規模は最大のカテゴリー(注)であり、同カテゴリーのネット市場は成長市場となっております。

また、リサイクル業界においては「小型家電リサイクル法」が施行されて以降、廃棄物処理に関する規制が緩和され、民間企業の一般廃棄物処理事業への参入が拡大しており、レアメタル等の資源再利用への取り組みが今後更に強化されていく見通しにあります。

このような環境の中、当社グループは『宅配リサイクルで世界を変える』を企業理念に掲げ、「NETOFF」ブランドのネットリユース事業と「ReNet」ブランドであるネットリサイクル事業を展開しており、各事業共に様々な施策の下、事業拡大に注力しております。

ネットリユース事業においては、顧客ニーズを反映したサービスサイトの改善によるリピート率の向上や、楽天、ヤフーショッピング等のインターネットショッピングサイトへの出品による販売チャネルの多様化を進めることで、新たな需要獲得にも注力してまいりました。また、買取繁忙期における広告宣伝費を中心とする商材獲得コストの適正な投入、粗利率など価格管理面の安定維持、コミックセット品やホビー品など高付加価値商材の取り扱い強化等、優秀なパートタイマーの社員登用など商品センターの人員体制強化と作業効率の向上、常に複数の施策を組み合わせることで、収益構造の強化に注力してまいりました。

また、ネットリサイクル事業への取り組みとしましては、当社の子会社であるリネットジャパン株式会社が、一般消費者から不用となった使用済小型電子機器等を回収して、中間処理業者へ直送するインターネットプラットフォーム型のサービスを全国に展開し、併せて提携自治体数を急激に拡大させており、行政サービスの一環として使用済小型家電製品の宅配回収の告知及び普及を着実に進めてまいりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高2,828,535千円となり、営業利益91,346千円、経常利益108,770千円、親会社株主に帰属する四半期純利益95,829千円となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間における事業セグメントごとの業績については、以下のとおりです。

(ネットリユース事業)

当セグメントの当第3四半期連結累計期間の業績は、オペレーションが成熟した事業であることに加え、上記のリユース事業における各種施策の実行が奏功し、売上高2,640,599千円、営業利益158,779千円となりました。

(ネットリサイクル事業)

当セグメントの当第3四半期連結累計期間の業績は、キャンペーンの実施と各自自治体との連携を積極的に進めながら、徐々に消費者へのサービス認知を図り、売上高187,935千円、営業損失67,432千円となりました。

(注)環境省の「平成27年リユースの市場動向調査結果」によると、当社がサブセグメントとして定義している書籍とソフト・メディア類を合わせた「書籍メディア」に、玩具・模型の「ホビー・フィギュア」を合算すると、市場規模全体の16.9%(1,889億円)となり、最大のカテゴリーとなっています。

(2) キャッシュ・フローの状況

第16期連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、447,055千円(前連結会計年度末125,402千円)となり、321,652千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は110,192千円(前連結会計年度は144,334千円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益107,100千円及び減価償却費44,602千円が売上債権の増加額27,005千円を超過したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、獲得した資金は210,132千円(前連結会計年度は36,511千円の使用)となりました。これは主に、貸付金の回収による収入244,800千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は1,327千円(前連結会計年度は223,438千円の使用)となりました。これは主に、長期借入れによる収入220,000千円及び株式の発行による収入88,000千円が、長期借入金の返済による支出295,481千円を超過したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

第16期連結会計年度及び第17期第3四半期連結累計期間における仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		第17期第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)
ネットリユース事業	819,745	2.2	701,220
ネットリサイクル事業	28,215	5,351.3	73,158
合計	847,960	5.6	774,379

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 販売実績

第16期連結会計年度及び第17期第3四半期連結累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称		第16期連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		第17期第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
		販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ネットリユース 事業 (注3)	書籍メディア	2,614,166	5.3	2,128,876
	総合リユース	381,631	△6.4	340,855
	ホビー・フィギュア	187,255	25.1	170,868
	合計	3,183,053	4.7	2,640,599
ネットリサイクル 事業	サービス収入(注4)	30,605	7,151.2	130,843
	売却収入 (注5)	12,622	2,166.0	57,091
	合計	43,228	4,315.0	187,935
総合計		3,226,281	6.1	2,828,535

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. ネットリユース事業における書籍メディアは、本、CD、DVD、ゲームの販売に係るものであり、総合リユースは、ブランド品や貴金属、デジタル家電等の販売及び出品代行サービスに係るもの、ホビー・フィギュアは、萌え系グッズやフィギュア等の販売に係るものであります。

3. サービス利用者に対する宅配回収料金、パソコンデータ消去、段ボール事前送付、代引き払いサービス等のオプション料金の合計であります。

4. 回収した小型家電をレアメタル資源として中間処理会社へ売却した代金(資源売却益)及びパソコン等のリユース販売の合計であります。

5. 直近2連結会計年度及び第17期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第15期連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		第16期連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		第17期第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)	
	金額 (千円)	比率 (%)	金額 (千円)	比率 (%)	金額 (千円)	比率 (%)
アマゾンジャ パン合同会社	1,608,297	52.9	1,776,055	55.0	1,353,644	47.9

6. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき課題として、以下を取り組んで参ります。

(1) ネットリユース事業の更なる収益構造の改革

当事業における自社サイトの機能改善により、集客力を高め、販売及び買取の拡大を図るとともに、外部依存コストの削減を行ってまいります。一方、商品センターのオペレーションについては、生産性の向上や配送手段の見直しによりコストの圧縮を進めてまいります。また、全社的な固定費の見直しについては、管理部門を中心に適宜実施し、これらを総じて、収益体質の強化を目指してまいります。

(2) 商材買取基盤の強化

当社のネットリユース事業において、商材調達安定化は恒久的な課題であると認識しております。また、同業他社との中古商品買取に係る競合は年々厳しさを増してきております。このような中で、既存顧客のリピート増加に向けた施策は勿論のこと、新規顧客の獲得についても、従来の買取広告内容の見直しや、大手提携先との業務提携による買取流入強化などを行い、商材調達的手段やルートを更に増やしていくことで、より強固な買取基盤を構築し、今後の収益安定化につなげてまいります。

(3) ネットリサイクル事業における収益力の強化

携帯電話やデジタルカメラなど小型電子機器に素材として含まれる有用金属（レアメタル）は、その殆どが埋立て処分されているのが現状であります。今後この廃棄物の適正な処理及び資源の有効活用を図り、使用済小型電子機器の再資源化を促進すべく、平成25年4月より小型家電リサイクル法が施行されています。

この流れを捉え、当社グループは、「循環型社会の構築に貢献する」という企業ビジョンに基づき、使用済小型電子機器リサイクル対象品の回収に、これまで当社が培ってきた「宅配事業者による回収モデル」を消費者サービスとして提供しております。今後、オプションサービスなどの収益機会を拡大し、インターネットプラットフォーム型のビジネスモデルとして確立させることで、当社の企業ブランド力向上と収益力を更に高めてまいります。

(4) より安全なサービスの提供

平成24年10月に当社データサーバーへの不正アクセス事案が発生しましたが、第三者外部専門機関による調査の結果、情報漏えいがないことが判明し、当社システムの一定の安全性が確認されました。しかしながら、この件を契機として、定期的に第三者外部専門会社のアドバイスを受けながら、カード情報の不所持の徹底、外部からの攻撃に対するデータサーバーの防御機能の強化、プライバシーマークに準拠したセキュリティ管理体制の強化等の対策を継続的に実施しております。今後も引き続き不正アクセス防止と一層の情報セキュリティ強化に取り組み、安全なサービス提供に注力してまいりたいと考えております。

(5) 代表者への依存

当社の代表取締役社長黒田武志は、当社の創業者であり当社の経営及び事業戦略の策定や決定において重要な役割を果たしております。当社は、取締役会及びその他の会議体において取締役及び執行役員間の情報の共有を図り組織運営の強化と、同氏に過度に依存しない経営基盤の構築に努めてまいります。

(6) 人材の確保及び育成

当社グループは、平成28年10月31日現在、社員数が60名となっており比較的小規模な組織となっております。事業上、古物商許可に則り買取・販売を行う特殊な業態であり、この業態の技術と知識の習得は一定期間の時間を要します。特に、ブランド品やフィギュア等のホビー品の買取には、その真贋や適正な価格の提示のため専門知識を持った社員の確保及び育成が重要な経営課題であると認識しております。

また、インターネットを通じた買取・販売サービスを提供しており、これらのマーケティング戦略についても同様に、高度な技術と知識を要することから、相応の専門性を持った社員の確保及び育成が重要な経営課題となると認識しております。よって、事業の安定化と更なる成長のために、優秀な人材の確保と、社員の継続的な教育・育成に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものでありますが、以下の記載は当社の事業等及び当社株式への投資に係るリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 中古商品の仕入について

① 中古商品の安定的な買取確保

ネットリユース事業における中古商品の買取は、当事業の収益を大きく左右する要素であります。中古商品は新品と異なり仕入量の調整が難しいという特性を有しております。環境問題意識の高まりを背景にリユース業界全体が注目される中、当社においても、買取りリピート客の増加施策や、大手提携先との買取業務提携など、商品調達ルートの多様化を図ることで、より強固な買取基盤の構築を図っております。しかしながら、近年はCD・DVD・ゲームソフト等のメディア・ソフトについては、ネット配信市場の規模拡大による一次流通市場の縮小が懸念されており、同業他社との買取における競合についても年々厳しさを増してきております。これらの状況が発生した場合、将来にわたって質・量ともに安定的な中古商品を確保できるとは限らず、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 不正な中古商品の買取りリスク

当社では、ブランド品や貴金属等の高額商品も取り扱っておりますが、古物営業法において、買取中古商品に盗品が含まれていた場合には、一年以内であれば被害者にこれを無償で返還することとされております。当社では、法令遵守の観点から、被害者への無償返還が適切に行える体制を整えておりますが、その場合には、買取額相当の損失が発生する可能性があります。

また、近年の中古商品の流通量増加に伴い、ブランド品のコピー商品の流通が社会的にも大きな問題としてクローズアップされております。当社では、豊富な専門知識と経験を持つ社員から他のバイヤーへ真贋チェックに関する指導を行いながら、その能力を養い育成することで、コピー商品など不正な商品の買取防止に努めております。しかしながら、中古のブランド商品を取り扱う当社においては、常にこのトラブルが発生するリスクを含んでおり、コピー商品の取り扱いが判明した場合には、当社の取扱商品全体に対する信頼性が低下し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定の取引先への依存について

当社は、第17期連結会計年度において、Amazon Services International, Inc. のアマゾンマーケットプレイスを通じた売上高は1,787,632千円（全社売上高の47.9%）となっております。同社との契約内容が当社にとって不利な内容への変更や契約の解除等が行われた場合、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 集荷ならびに配送について

当社は、集荷ならびに配送に係る業務を配送業者に依存しており、特に、ネットリサイクル事業においては、佐川急便株式会社との業務提携継続が前提となっております。したがって、配送業者において、台風、地震等の自然災害や、その他の理由による配送の中断、停止があった場合、または配送業者との契約が当社にとって不利な内容へ変更され当社が代替策を講じることが出来なかった場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムのトラブルについて

当社グループの事業は、社内 I T システムとインターネットによる通信システムへの依存度が高いため、保守運用作業と様々なセキュリティ対応策を恒常的に実施しております。しかしながら、自然災害等により通信システムのトラブルが発生した場合、当社のコンピューターシステムに予期せぬ障害が生じ、長時間システムの復旧が行われない場合、または、当社のサイトへの不正なアクセスが行われ、重要なデータの破損等が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害の発生について

当社は、本社・物流センター等主要な事業拠点を愛知県大府市に構えておりますが、当該地域で暴風雨・落雷・洪水等の自然災害が発生した場合、当社の物流拠点、商品在庫及び什器備品等に対する物的損害が想定されます。当社ではそのための備えとして、損害保険契約の締結により相当の損失補償を確保しておりますが、地震等大規模な災害により、想定以上に長期間にわたって事業運営ができない事態に陥った場合、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) ネットリサイクル事業の立ち上げについて

当社は、ネットリサイクル事業立ち上げに際し十分検証・検討を行いながら推進をしております。今後も引き続き連携する自治体数を増加させ、サービス普及に努めてまいりたい所存ですが、現時点では事業立ち上げ初期段階のため、広告宣伝費を積極的に投下する方針をとっております。これらは徐々に緩和され軽減しているものの、先行投資が当初想定を上回る場合には、追加的な支出が発生し、セグメント損失が拡大する可能性があります。また、ネットリサイクル事業の立ち上がりが想定を下回った場合には、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 古物営業法について

当社の中古品の買取及び販売事業は古物営業法の規制を受けており、監督官庁は営業所の所在する都道府県公安委員会となります。同法及び関連法令による規制の要旨は次の通りです。

- ・古物の売買または交換を行う営業を開始する場合は、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。（同法第3条）
- ・古物の買取を行う場合は、相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書の交付を受けなければならない。（同法第15条）
- ・古物の買取を行った場合は、取引年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢等を帳簿等へ記載しなければならない。（同法第16条）

古物営業の許可には、古物営業法により定められている有効期間はありません。現在までに、許可の取消し事由（例えば、法人役員が罪種を問わず禁錮以上の刑に処せられた場合など）は発生しておりませんが、万一同法による規則に違反した場合は、営業の許可の取消または営業停止等の処分を受ける可能性があり、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が買取った商品が盗品または遺失物であった場合には、古物営業法に基づく規制により1年以内（民法の規定では2年以内）であれば被害者等へ無償で返還しなければなりません。その場合は当社に買取額相当の損失が発生することになり、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 各都道府県の条例による規制について

各都道府県では、青少年保護育成条例を定め、有害図書類の青少年に対する販売や青少年からの古物の買い受け等を規制しております。当社は、条例を遵守し、青少年の健全な育成に寄与することに努めておりますが、青少年への有害図書類の販売等が判明した場合、信用の失墜等による売上の減少により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報の管理について

当社グループは、当社サイトを通じて、顧客から住所・氏名・年齢・職業・性別などの個人情報を取得し、これらを帳票等に記載又は電磁的方法により記録・管理を行っております。これらの個人情報を適正かつ安全に保護するため、当社においては、社内規程等のルール整備、社員教育指導の徹底、情報システムのセキュリティ強化などを行っており、個人情報保護のマネジメント機能を向上させることで、個人情報の漏洩防止に努めております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、個人情報が漏洩した場合は、社会的信用の失墜による売上減少や、損害賠償請求への対応を迫られ、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 認定取消のリスクについて

当社グループのネットリサイクル事業は、小型家電リサイクル法における認可を受けて行っておりますが、法律で定められた欠格要件へ該当した場合（例えば、委託会社も含めた役員・執行役が罰金刑等に処せられた場合など）には認定が取り消されます。その場合には業務の継続が困難となり、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法律の改正及び新たなリサイクルに関する法律の制定について

小型家電リサイクル法は新しい法律であり、情勢の変化等により改正され、または新たなリサイクルに関する法律が制定される可能性があります。これらの改正や新規立法の内容が、当社子会社であるリネットジャパン株式会社の営業に不利な内容であった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定商取引に関する法律による規制について

当社は、インターネットを活用した通信販売を行っており、「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。そのため、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備など管理体制の構築等により法令順守の体制を整備しております。しかしながら、法令の規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合、あるいはこれらの規制を順守できなかった場合、企業イメージの悪化などが想定され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 在庫の増加やロス率の上昇について

当社は、在庫管理を適切に行い、在庫の必要以上の増加やロス率の上昇等を抑える方針ではありますが、消費者マインドの急激な変化が起こった場合は、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 流行による陳腐化等における取扱商品価値の急激な変動について

当社は、流行による陳腐化や単独の商品種類の価値の変動等によって、取扱商品の価値が急激に変動したとしても、取扱商品は多岐にわたっており、これを他の商品で補完し、その影響を回避することは可能であると考えております。しかしながら、取扱商品の価値が当社の想定を超えるような急激な変動があった場合には、その影響を補いきれない可能性があり、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 消費税率の引き上げによる短期的な消費マインドの冷え込みについて

当社は、インターネットを活用した通信販売を行っており、税制改正により消費税率が引き上げられた場合、個人消費への抑制心理が働き、短期的な消費マインドの冷え込みが起こった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 代表者への依存について

当社の代表取締役社長黒田武志は、当社の創業者であり当社の経営及び事業戦略の策定や決定において重要な役割を果たしております。当社は、取締役会及びその他の会議体において取締役及び執行役員間の情報共有を図り、組織運営の強化と同氏に過度に依存しない経営基盤の構築に努めております。今後、相対的に同氏への過度な依存は低下していくものと考えておりますが、その移行期間において何らかの理由に基づき業務執行が困難な状況になった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 財務制限条項について

安定的な資金調達を図るため、金融機関との間でシンジケートローン及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、本契約には一定の財務制限条項が付されており、当社がこれらに抵触した場合、契約条件の見直しが行われ、当社グループの経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 有利子負債への依存について

当社は、資金の多くを主に金融機関からの借入れにより調達しており、総資産に対する有利子負債の比率が高い水準にありますが、金融機関と当社との関係は良好であり、安定的な資金調達ができております。一方で、継続的に有利子負債の削減に向けた取組みを行っておりますが、金融情勢の変化等により市場金利が予想以上に上昇した場合には、当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 繰越欠損金について

当社は、税務上の繰越欠損金が平成27年9月時点で300,776千円あり、法人税等の金額は控除可能な繰越欠損金の限度額を控除することにより計算しております。今後当社の業績の進捗により繰越欠損金が減少することにより、当社の当期純利益及び営業キャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) ネットリユース事業における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
平成14年2月	アマゾンマーケットプレイス規約	リネットジャパングループ株式会社	Amazon Services International, Inc.	Amazon Services International, Inc. が運営するウェブサイト(www.amazon.co.jp)への出店。

(2) ネットリサイクル事業における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
平成26年4月	小型家電リサイクル業務に係る中間処理業務委託契約書	リネットジャパン株式会社	当社と同様に小型家電リサイクル法に基づき認定を受けた中間処理会社	小型家電リサイクル法に基づき認定を受けた小型家電等の再資源化のための小型家電等の収集、運搬及び処分事業の実施に係る計画の範囲内で行う中間処理業務の委託契約。
平成26年7月	使用済小型電子機器収集運搬委託契約書	リネットジャパン株式会社	佐川急便株式会社	使用済小型電子機器等の収集・運搬に関する契約。期間は3年間とし、特段の申入れが無い場合は自動的に同条件での更新。
平成26年7月	販売代理店契約	リネットジャパン株式会社	豊通マテリアル株式会社	小型家電リサイクル法の認定事業計画に沿って小型家電等を中間処理会社へ販売する契約。

6 【研究開発活動】

平成28年7月20日、経済産業省所管の国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）が主導する「アジア 省エネルギー型資源循環制度導入実証事業」において、当社が提案する実証事業が採択されました。本事業の採択内容は以下の通りとなっています。

(1) 事業名称

IoT 家電の安全回収を見据えたネット通販利用者向け廃家電回収システムの構築と実証

(2) 実施体制

リネットジャパン株式会社、東京大学、早稲田大学、楽天株式会社、佐川急便株式会社、トーエイ株式会社

(3) 実施期間

平成28年～平成31年の3年間

(4) 総額予算

20,483,000 円（うちNEDO負担額：13,651,000 円）

(5) 事業概要

昨今、インターネットの普及に伴い、家電においても通販小売業者からの購入が急速に増加していますが、これら新しい販路における廃家電の回収は、リアル店舗での回収と比較し、整備が遅れている状況にあります。一方、家電リサイクル法の下で回収される大型家電「TV・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等」と、小型家電リサイクル法の下で回収されるその他小型家電の回収は、消費者にとって申込が別個となり、リサイクル促進における妨げとなっています。これらの課題に対し、インターネットと宅配便・引越便等を組み合わせ、大型家電・小型家電が一体となった効率的かつ省エネルギー型の回収システムを構築することでその解決を試みるものであります。

また、家電のIoT化が加速されると言われる中、廃棄の際の情報セキュリティリスクの存在も指摘されており、リサイクルの観点のみならず、情報セキュリティへの対応についても今後求められることが予想されます。本事業を産官学協同で実証することにより、「IoT 時代に対応したリサイクル&情報セキュリティの次世代型廃家電回収システム」の構築を目指しています。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループにおける財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、開示に影響を与える見積りに関して、過去の実績や当該取引の状況を照らし合わせ、経営者が合理的と判断した会計方針を選択適用し、その結果を資産・負債及び収益・費用の評価金額に反映しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。なお、経営者が選択適用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第16期連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は、1,107,070千円(前連結会計年度末983,563千円)となり、123,506千円の増加となりました。このうち、流動資産は873,826千円(前連結会計年度末511,121千円)となり、362,704千円増加しております。この主な要因は、役員に対する長期貸付金243,600千円を回収したこと等により、現金及び預金が311,650千円増加したためであります。また、固定資産は230,155千円(前連結会計年度末470,210千円)で240,054千円の減少となっております。この主な要因は、役員に対する長期貸付金243,600千円を回収したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は、798,810千円(前連結会計年度末859,103千円)となり、60,293千円の減少となりました。このうち、流動負債は482,869千円(前連結会計年度末558,151千円)となり、75,281千円減少しております。この主な要因は、借入金の返済により1年内返済予定の長期借入金が56,884千円減少したためであります。また、固定負債は315,940千円(前連結会計年度末300,952千円)となり、14,988千円増加しております。この主な要因は、社債の新規発行により社債が31,250千円増加したこと、長期借入金が返済により18,597千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は308,260千円(前連結会計年度末124,460千円)となり、183,800千円増加しております。この主な要因は、新株発行により資本金が44,000千円、資本準備金が44,000千円増加したこと、利益剰余金が前連結会計年度末より95,800千円増加したことによるものであります。

第17期第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)

(資産)

当第3四半期連結累計期間末の資産合計は、1,206,542千円(前連結会計年度末1,107,070千円)となり、99,471千円の増加となりました。このうち、流動資産は930,746千円(前連結会計年度末873,826千円)となり、56,920千円増加しており、この主な要因は、書籍メディア事業の販売チャネルが増えたことにより売掛金が72,391千円の増加したためであります。また、固定資産は273,520千円(前連結会計年度末230,155円)で43,364千円の増加となっており、この主な要因は、サーバーの老朽化による新品サーバーへの入れ替え、商品センターに自動梱包機を導入したことによりリース資産が23,161千円の増加したこと、及びネットリサイクル事業のアプリ開発などによりソフトウェアが19,504千円増加したためであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、802,452千円(前連結会計年度末798,810千円)となり、3,642千円の増加となりました。このうち、流動負債は462,172千円(前連結会計年度末482,869千円)となり、20,697千円減少しており、この主な要因は、借入金の返済により、1年内返済予定の長期借入金が30,114千円減少したためであります。また、固定負債は340,280千円(前連結会計年度末315,940千円)となり、24,339千円増加しており、この主な要因は、新規借入により長期借入金が10,200千円の増加したこと及びサーバーの老朽化による新品サーバーへの入れ替え、商品センターに自動梱包機をリースで導入したことによる長期リース債務が20,931千円の増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は404,089千円(前連結会計年度末308,260千円)となり、95,829千円増加しております。この主な要因は、利益剰余金が前連結会計年度末より95,829千円増加したためであります。

(3) 経営成績の分析

第16期連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前年同期と比べ186,427千円増加し、3,226,281千円となりました。主にリユース事業において、顧客ニーズを反映したサービスサイトの改善によるリピート率の向上や、買取広告宣伝費を中心とする商材獲得コストの最適化を行ったことにより買取量が増加したことが要因であります。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、前年同期と比べ149,981千円増加し、2,386,918千円となりました。これは主に価格管理レベルの向上により売上総利益率が前年同期と比べ0.4ポイント上昇したことによりです。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前年同期と比べ140,630千円増加し、2,272,438千円となりました。これは主に売上高の増加に伴う支払手数料並びに荷造運搬費の増加及び、販売促進活動の強化に伴う広告宣伝費の増加等によりです。

この結果、当連結会計年度の営業利益は、前年同期と比べ9,351千円増加し、114,480千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、前年同期と比べ1,424千円増加し、10,530千円となりました。これは主に、物量の増加に伴いスクラップ売却益が1,501千円増加したことによりです。

当連結会計年度の営業外費用は、前年同期と比べ3,902千円増加し、17,853千円となりました。これは主に連結子会社との会計処理の統一に伴い消費税等調整額が5,613千円発生したことによりです。

この結果、当連結会計年度の経常利益は、前年同期と比べ6,873千円増加し、107,157千円となりました。

(当期純利益)

経常利益から若干の特別損失を控除し、法人税等を11,300千円計上した結果、当連結会計年度の当期純利益は95,800千円(前年同期比0.3%減)となりました。

第17期第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)

(売上高)

売上高は、ネットリユース事業においては、引き続き買取量が好調に推移したことにより2,640,599千円、ネットリサイクル事業においては、新聞広告掲載や自治体と連携したプロモーションによる認知度の向上によりパソコンを中心とした回収量が増加し187,935千円となった結果、2,828,535千円となりました。

(売上総利益)

売上高の増加により2,070,066千円となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費はネットリサイクル事業のプロモーション費用の増加等により1,978,719千円となり、営業利益は91,346千円となりました。

(経常利益)

営業外損益に特に大きな変動はなく108,770千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

特別損益の発生はなく、法人税、住民税及び事業税が控除され95,829千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と今後の方針

当社グループの経営陣は、現状の経済環境や事業環境などに関する情報を可能な限り収集し、それらの有益な情報に基づいて、当社グループの「循環型社会の構築に貢献する」という企業ビジョンを実現するために必要となる最善の経営方針を立案し、その施策を迅速に進める様、誠実な経営に努めております。

今後は、競合する同業他社との差別化を図りながら、当社グループがこれまで培ってきた強みである「宅配便による回収サービス」を顧客に広く提供していくことにより、新しくリユース&リサイクルのインターネットプラットフォーム企業へと進化し、当社の企業ブランドと収益力を更に高めていくことが今後の経営方針であり、その実現に向け、経営資源の更なる整備が必要と考えております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第16期連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

第16期連結会計年度において実施した設備投資の総額は51,567千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) ネットリユース事業

第16期連結会計年度の主な設備投資は、アマゾン出品ツール更改を中心とする総額40,548千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) ネットリサイクル事業

第16期連結会計年度の主な設備投資は、リネットウェブサイト構築を中心とする総額11,019千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第17期第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)

第17期第3四半期連結累計期間において実施した設備投資の総額は62,524千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) ネットリユース事業

第17期第3四半期連結累計期間の主な設備投資は、サイトインフラのセキュリティ強化を中心とする総額35,962千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) ネットリサイクル事業

第17期第3四半期連結累計期間の主な設備投資は、全国ごみの日ナビアプリ開発を中心とする総額26,562千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
本社・ 第1商品センター (愛知県大府市)	ネットリユース 事業	買取・販 売設備	61,907	16,855	54,234	24,112	157,109	28 [65]
第2商品センター (愛知県大府市)	ネットリユース 事業	買取・販 売設備	18,610	4,998	1,198	764	25,571	30 [47]
本社 (愛知県大府市)	ネットリサイク ル事業	販売設備	0	0	11,847	2,973	14,820	3 [0]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定等の合計であります。
 4. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数（パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を外書きしております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年9月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 (愛知県大府市)	ネットリユース 事業	ポイントシ ステム	10,500	—	増資資金	平成29年 1月	平成29年 5月	—
			販売システ ム等	27,500	—	増資資金	平成28年 9月	平成29年 4月	—
			買取サービ ス機能強化	10,000	—	増資資金	平成29年 3月	平成29年 8月	—
		全事業共通	物流基幹シ ステムリニ ューアル	63,000	—	増資資金	平成30年 7月	平成30年 9月	—
			自社サイト リニューア ル等	89,000	—	増資資金	平成31年 7月	平成31年 9月	—

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 完成後の増加能力については、計数把握が困難であるため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,643,900	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,643,900	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第9回新株予約権 平成21年1月30日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	70 (注) 1	70 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000 (注) 1	7,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100 (注) 2	1,100 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成21年2月1日 至 平成31年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550	発行価格 1,100 資本組入額 550
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。
- ② 本新株予約権の抵当、質入、相続及びその他の処分は認めないものとする。
- ③ その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することができる。

② 第10回新株予約権 平成22年5月10日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	210 (注) 1	210 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000 (注) 1	21,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600 (注) 2	1,600 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成22年5月12日 至 平成32年5月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	発行価格 1,600 資本組入額 800
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ② 本新株予約権の抵当、質入、相続及びその他の処分は認めないものとする。
- ③ その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することができる。

③ 第12回新株予約権 平成26年12月25日定時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	395 (注) 1	352 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,500 (注) 1	35,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600 (注) 2	1,600 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月26日 至 平成34年1月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	発行価格 1,600 資本組入額 800
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社が株式を公開する日までは、権利を行使することができない。
- ② 当社の株式公開日以後1年を経過する日までは、権利を付与された株式数の3分の1について権利を行使することができる。
- ③ 当社の株式公開日以後1年を経過する日の翌日から1年を経過する日までは、権利を付与された株式数の3分の2について権利を行使することができる。
- ④ 当社の株式公開日以後2年を経過する日の翌日から平成34年1月15日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することができる。

④ 第13回新株予約権 平成28年9月26日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	1,151 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	115,100 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年10月12日 至 平成38年10月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から満期日までの期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額の110% (1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。) にて、満期までに本新株予約権を行使しなければならない。

(a) 行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合 (払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

(b) 行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき (ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30%を下回ったとき。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30%を下回る価格となったとき。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで掲げる株式会社の新株予約権を当該組織再編の比率に応じて交付することができる。
5. 本新株予約権の発行と同時に、平成24年7月14日に付与した第11回新株予約権の1,151個が破棄されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年9月30日 (注) 1	4,430	14,839	—	400,000	6,263	6,263
平成27年7月10日 (注) 2	1,300	16,139	35,750	435,750	35,750	42,013
平成27年7月15日 (注) 3	1,597,761	1,613,900	—	435,750	—	42,013
平成27年7月16日 (注) 2	30,000	1,643,900	8,250	444,000	8,250	50,263

(注) 1. リネットジャパン株式会社の子会社化に伴う株式交換により、当社株式を同社株主(当社を除く)に割り当てた株式が増加しております。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

3. 株式分割(1:100)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	13	1	—	15	30	—
所有株式数 (単元)	—	300	—	3,296	100	—	12,743	16,439	—
所有株式数 の割合(%)	—	1.82	—	20.05	0.61	—	77.52	100.00	—

(注) 自己株式390単元(39,000株)は、「個人その他」に含まれております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 39,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,604,900	16,049	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,643,900	—	—
総株主の議決権	—	16,049	—

② 【自己株式等】

平成28年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) リネットジャパングループ株式会社	愛知県大府市柘山町三丁目33番地	39,000	—	39,000	2.37
計	—	39,000	—	39,000	2.37

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しており、当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第9回新株予約権(平成21年1月30日臨時株主総会及び取締役会決議)

決議年月日	平成21年1月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 社外協力者1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者の区分及び人数は権利放棄により、社外協力者1名となっております。

② 第10回新株予約権(平成22年5月10日臨時株主総会及び取締役会決議)

決議年月日	平成22年5月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 社外協力者1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者の区分及び人数は権利放棄により、社外協力者1名となっております。

③ 第12回新株予約権(平成26年12月25日定時株主総会決議及び平成27年1月15日取締役会決議)

決議年月日	平成27年1月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社監査役3 当社従業員46
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者の区分及び人数は退職等により、当社取締役3名、当社監査役3名、当社従業員46名となっております。

④ 第13回新株予約権(平成28年9月26日取締役会決議)

決議年月日	平成28年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	39,000	—	39,000	—

3 【配当政策】

配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本としております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

しかしながら当社は今後の事業展開及び財務基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、設立以来配当を行っておらず、第16期事業年度の剰余金の配当につきましても無配としております。今後の配当実施につきましては、業績及び財務状態等を勘案し決定する予定ではありますが、現時点では未定であります。内部留保につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7 名 女性 0 名 (役員のうち女性の比率 0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	黒田 武志	昭和40年11月5日	平成元年4月 平成10年4月 平成12年7月 平成20年7月 平成23年12月 平成25年3月	トヨタ自動車株式会社入社 株式会社ブックオフウェブ 代 表取締役社長 当社設立 代表取締役社長(現任) 株式会社ブックチャンス設立 代 表取締役社長 株式会社ネットオフ・ソーシャル 設立 代表取締役社長(現任) リネットジャパン株式会社設立 代表取締役社長(現任)	(注) 3	845, 100
取締役	業務担当	佐藤 亮	昭和40年9月19日	昭和61年4月 昭和62年4月 平成22年8月 平成23年4月 平成24年4月 平成25年12月	三和防災株式会社入社 プリティッシュ・アメリカン・タ バコ・ジャパン合同会社入社 マーケティング マーチャンダイ ジング エグゼクティブ グルーボン・ジャパン株式会社入 社 営業本部グループ統括マネー ジャー 当社入社 執行役員 マーケティ ング企画部管掌 当社 事業統括 常務執行役員 当社 取締役(現任)	(注) 3	3, 000
取締役	管理担当	山根 秀之	昭和45年1月28日	平成6年4月 平成12年8月 平成17年9月 平成18年6月 平成22年2月 平成26年1月 平成27年12月	日商岩井株式会社(現双日株式会 社) 入社 ITX株式会社(分社化転籍) クワトロメディア株式会社(子会 社転籍) 株式会社デジタルガレージ入社 当社入社 執行役員 経営企画室 管掌 当社 執行役員 CSR推進室ジ ェネラルマネージャー 当社取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	—	高橋 義孝	昭和40年5月31日	平成2年4月 平成6年3月 平成11年4月 平成20年7月 平成20年8月 平成25年3月	アンダーセンコンサルティング入 社 ジーエフシー株式会社入社 個人経営コンサルタント業開始 株式会社ブックチャンス 取締役 当社 取締役(現任) リネットジャパン株式会社 取締 役(現任)	(注) 3	1, 000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	野村 政弘	昭和17年12月16日	昭和40年4月 日本電装株式会社(現:株式会社 デンソー)入社 平成3年11月 日本電装システムズ株式会社 (現:株式会社デンソーエスアイ) 分社出向 平成8年2月 同社 取締役 平成10年6月 株式会社デンソートピックス (現:株式会社デンソーエスアイ) 取締役 平成15年4月 名城大学大学院経営学研究科 客 員教授 平成17年4月 旭山学園 現代マネジメント学 部 非常勤講師 平成17年8月 株式会社イーブックオフ(現:当 社) 取締役 平成18年8月 当社 監査役 平成19年8月 当社 常勤監査役 平成23年7月 当社 監査役 平成24年7月 当社 常勤監査役(現任) 平成25年3月 リネットジャパン株式会社 監査 役(現任)	(注)4	—
監査役	—	原 陽年	昭和38年5月14日	平成4年10月 朝日監査法人(現:有限責任 あず さ監査法人)入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成12年7月 株式会社アイティット 取締役管 理本部長兼経営企画室長 平成13年8月 株式会社インテラセット入社 社 長室長 平成16年9月 同社 取締役 平成16年10月 株式会社エイベックスマネジメン トサービス 取締役 平成17年9月 株式会社東洋新薬入社 経営企画 部長兼管理本部長 平成19年10月 アーグル・コンサルティング株式 会社設立 取締役(現任) 平成20年2月 株式会社アイスタイル 監査役 (現任) 平成20年8月 株式会社スペースビジョン 取締 役 平成25年12月 当社 監査役(現任)	(注)4	—
監査役	—	中井 英一	昭和23年5月20日	昭和43年4月 三井物産株式会社入社 昭和51年4月 ドイツ三井物産株式会社 昭和60年4月 日本通信衛星株式会社(現:スカバ ーJ S A T株式会社)出向 営業部 課長 平成5年8月 同社 営業本部長代行兼営業企画 部長 平成7年12月 株式会社オークネット 顧問 平成8年3月 同社 代表取締役副社長 平成8年7月 AUCNET USA INC. 取 締役社長 平成23年12月 株式会社オークネット 最高顧問 平成24年1月 株式会社中井ビジネスコンサルタ ント 代表取締役(現任) 平成26年12月 当社 監査役(現任)	(注)4	—
計						849,100

- (注) 1. 取締役 高橋 義孝は、社外取締役であります。
2. 監査役 原 陽年、中井 英一は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	物流センター部ジェネラルマネージャー	横山 達也
執行役員	リサイクル事業部ジェネラルマネージャー	中村 俊夫
執行役員	リユース事業部ジェネラルマネージャー	星野 勝之
執行役員	管理部ジェネラルマネージャー	小野田 剛久
執行役員	WEBサービス部ジェネラルマネージャー	上甲 英明

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値の持続的な成長を実現し、社会に貢献することを経営の基本方針としております。当該経営の基本方針に従い、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして、経営の効率化、健全化に努めるとともに、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能の強化を図り、株主、投資家へのタイムリーな情報開示に努めることにより、経営の透明性を高めることに取り組んでまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

当社は会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を機関設置するとともに、内部監査人を選任して内部監査を実施しています。これら各機関の連携を強化することで、ガバナンス機能を強化しています。

a 株主総会

当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集しております。株主総会では、法令で定められた事項を決議するとともに、決算内容の報告を行い、株主に経営の状況を開示しております。

b 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名(内、社外取締役1名)で構成され、毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、法令で定められた事項及び経営に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

なお、取締役会は監査役3名(内、社外監査役2名)が出席し、必要に応じて意見表明を行い、取締役の職務執行を監査しております。

c 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(内、社外監査役2名)により構成されており、取締役の職務執行全般を監査し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、年間監査計画に基づき取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査、監査法人・内部監査との連携を行っております。また、各監査役が取締役会に出席し当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を述べるなど、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図っております。

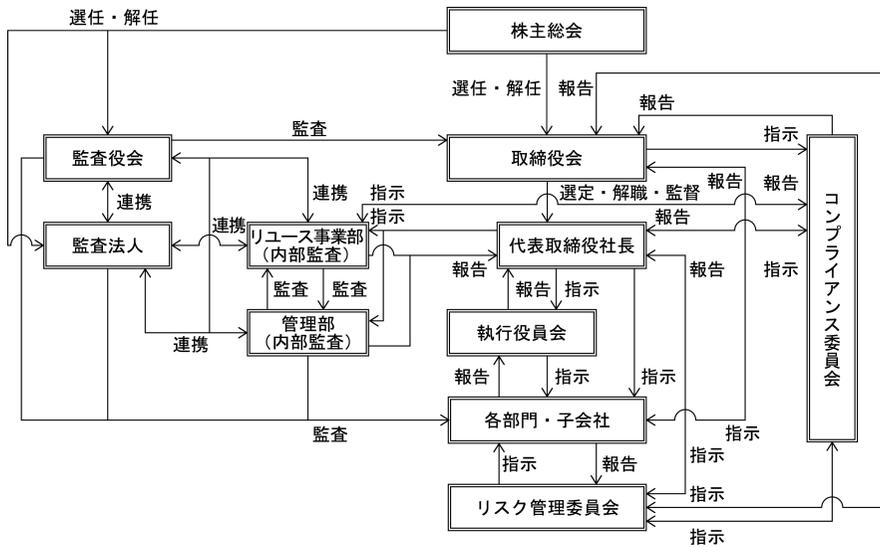
d 執行役員会

執行役員会は、社長、常勤取締役、常勤監査役、執行役員で構成されており、毎月1回開催しております。執行役員会は、原則定時取締役会前に開催し、各部門の業務執行状況を確認し、取締役会への報告事項である月次での収益の状況、経営に関する重要な事項の審議を行っております。

e 内部監査

当社の内部監査は、独立した内部監査組織を有しておりませんが、内部監査人を2名選任しています。内部監査計画を立案し、内部監査規程に基づいた内部監査を実施し、監査結果や業務改善事項について、代表取締役社長や監査役に報告しております。また、四半期ごとに監査役会、会計監査人と定例会を開催し、情報・意見交換を行う等の連携をとることで、監査の有効性や効率性を高めています。なお、管理部が全社の監査を行っており、リユース事業部ジェネラルマネージャーが管理部の監査を行っております。

なお、これらの模式図は次のとおりであります。



ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成23年7月22日の取締役会にて、「内部統制構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業憲章」を制定し、役職員はこれを遵守することとしております。具体的には、朝礼での唱和を実践し経営理念の周知徹底をはかっております。
- (b) 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、業務を遂行しております。
- (c) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な研修体制の構築に努めております。なお、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき社長を委員長とし、常勤取締役、執行役員を委員として構成しており、年2回、各部門の法令順守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。その他、月次の全体会議においても、適時コンプライアンスに関する啓蒙を行っております。
- (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するために、管理部内に内部監査人を選任し、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、管理部の内部監査はリユース事業部ジェネラルマネージャーが内部監査を実施しております。また、管理部及びリユース事業部ジェネラルマネージャーは必要に応じて監査役並びに監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。具体的には、四半期ごとに年4回及び必要に応じて情報交換を実施しております。
- (e) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、役職員にそれを徹底しております。具体的には、リネットジャパングループ企業憲章で宣言し、反社会的勢力対応規程、反社会的勢力対応マニュアル及び取引先の属性チェックに関するマニュアルを定め運用を行っております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存管理しております。
- (b) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供するものとしております。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理規程を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長、常勤取締役及び執行役員を委員として構成するリスク管理委員会を年2回開催しており、業務担当取締役が統括して、事業を取り巻く様々なリスクに対して各部門の対応状況等の確認を行い、リスク管理の徹底をはかっております。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- (b) 取締役会のもとに執行役員会を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達しております。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各部門の業務執行状況を報告するとともに担当部署の多様なリスクを可能な限り未然に防止するように情報の共有と検討を行っております。
- (c) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために職務分掌規程、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 「企業憲章」、「経営理念」、「行動指針」をグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保しております。
- (b) 内部監査による業務監査により、グループ会社各社の業務全般にわたる職務執行の適切性を確保しております。
- (c) グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部牽制と不正行為の抑止を図る体制を確保しております。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役は、必要に応じてその人員を確保しております。
- (b) 当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役に委嘱されたものとしております。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- (b) 監査役への報告・情報提供は、適時監査役の指定する方法で行います。

- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役、管理部及びリユース事業部は、監査役と定期的に意見交換を行います。
 - (b) 監査役は、取締役会を始め、執行役員会等の重要な会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。
 - (c) 監査役会は定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めております。

③ 会計監査の状況

当社は、三優監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)	(所属する監査法人)
杉田 純	三優監査法人
林 寛尚	三優監査法人

- (注) 1. 継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。
 2. 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 4名 その他 2名

④ 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在、当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名それぞれ選任しております。

社外取締役の高橋義孝は当社株式1,000株及び当社の新株予約権2,500株相当分、社外監査役の原陽年は当社の新株予約権300株相当分、また中井英一は当社の新株予約権300株相当分を所有しております。

なお、これらの関係以外に個人として、社外取締役及び社外監査役と当社との間に資本関係または取引関係その他利害関係はありません。

⑤ 役員報酬等の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

第16期連結会計年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	41,850	41,850	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	3,000	3,000	—	—	—	1
社外取締役	3,600	3,600	—	—	—	1
社外監査役	3,150	3,150	—	—	—	2

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬等の額については、株主総会で取締役及び監査役それぞれの報酬等の総枠の決議を得ております。各取締役の額については代表取締役に一任しており、監査役については監査役会での協議により決めております。

⑥ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役及び監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めており、社外取締役及び社外監査役と締結しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 中間配当の決定機関

当社は、株主への利益還元機会の充実に図るため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 支配株主との取引を行う際における非支配株主の保護の方策に関する方針

当社の支配株主は黒田武志であります。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性については、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談するとともに、代表取締役社長(支配株主)以外の取締役による厳格な判断のもと、取締役会による承認決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	8,400	—	11,400	—
連結子会社	—	—	—	—
計	8,400	—	11,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度
該当事項はありません。

最近連結会計年度
該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度
該当事項はありません。

最近連結会計年度
該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の規模、業務の特性等の観点から監査日数等を勘案して監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)及び当連結会計年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)及び当事業年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、監査法人及び各種団体の主催する講演会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 135,404	447,055
売掛金	※1 132,938	159,944
商品	※1 181,903	190,659
貯蔵品	5,619	5,858
その他	55,255	70,309
流動資産合計	511,121	873,826
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	77,435	69,922
リース資産（純額）	18,482	21,854
その他（純額）	12,795	23,059
有形固定資産合計	※2 108,713	※2 114,836
無形固定資産		
ソフトウェア	72,957	67,280
その他	8,922	15,385
無形固定資産合計	81,880	82,666
投資その他の資産		
役員に対する長期貸付金	243,600	—
その他	36,015	32,653
投資その他の資産合計	279,615	32,653
固定資産合計	470,210	230,155
繰延資産	2,232	3,088
資産合計	983,563	1,107,070

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,712	19,731
短期借入金	※1 50,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 242,662	185,778
未払金	122,056	114,099
未払費用	77,531	81,347
未払法人税等	9,428	10,117
賞与引当金	1,243	1,284
その他	37,516	70,510
流動負債合計	558,151	482,869
固定負債		
社債	—	31,250
長期借入金	※1 282,995	264,398
リース債務	15,883	18,218
その他	2,074	2,074
固定負債合計	300,952	315,940
負債合計	859,103	798,810
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,000	444,000
資本剰余金	120,613	164,613
利益剰余金	△333,753	△237,953
自己株式	△62,400	△62,400
株主資本合計	124,460	308,260
純資産合計	124,460	308,260
負債純資産合計	983,563	1,107,070

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成28年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	405,692
売掛金	232,335
商品	206,347
貯蔵品	6,775
その他	79,596
流動資産合計	930,746
固定資産	
有形固定資産	143,713
無形固定資産	96,125
投資その他の資産	33,680
固定資産合計	273,520
繰延資産	2,275
資産合計	1,206,542
負債の部	
流動負債	
買掛金	18,924
短期借入金	50,000
1年内返済予定の長期借入金	155,664
未払金	116,293
未払法人税等	10,043
賞与引当金	13,507
その他	97,738
流動負債合計	462,172
固定負債	
社債	25,000
長期借入金	274,598
その他	40,682
固定負債合計	340,280
負債合計	802,452
純資産の部	
株主資本	
資本金	444,000
資本剰余金	164,613
利益剰余金	△142,123
自己株式	△62,400
株主資本合計	404,089
純資産合計	404,089
負債純資産合計	1,206,542

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	3,039,853	3,226,281
売上原価	※1 802,916	※1 839,362
売上総利益	2,236,937	2,386,918
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	278,151	305,807
広告宣伝費	295,166	343,803
支払手数料	442,114	502,211
給料及び手当	488,320	510,967
賞与引当金繰入額	1,243	1,125
その他	626,810	608,522
販売費及び一般管理費合計	2,131,808	2,272,438
営業利益	105,129	114,480
営業外収益		
受取利息	4,668	3,543
スクラップ売却益	1,840	3,342
その他	2,596	3,644
営業外収益合計	9,105	10,530
営業外費用		
支払利息	11,343	9,431
消費税等調整額	—	5,613
アレンジメントフィー	1,500	—
その他	1,108	2,808
営業外費用合計	13,951	17,853
経常利益	100,283	107,157
特別損失		
固定資産除却損	—	57
特別損失合計	—	57
税金等調整前当期純利益	100,283	107,100
法人税、住民税及び事業税	7,750	11,300
法人税等合計	7,750	11,300
少数株主損益調整前当期純利益	92,533	95,800
少数株主損失(△)	△3,516	—
当期純利益	96,050	95,800

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	92,533	95,800
包括利益	92,533	95,800
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	96,050	95,800
少数株主に係る包括利益	△3,516	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	2,828,535
売上原価	758,468
売上総利益	2,070,066
販売費及び一般管理費	1,978,719
営業利益	91,346
営業外収益	
受取利息	61
スクラップ売却益	2,055
助成金収入	15,660
その他	7,160
営業外収益合計	24,937
営業外費用	
支払利息	5,841
その他	1,671
営業外費用合計	7,513
経常利益	108,770
税金等調整前四半期純利益	108,770
法人税、住民税及び事業税	12,941
四半期純利益	95,829
親会社株主に帰属する四半期純利益	95,829

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	95,829
四半期包括利益	95,829
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	95,829
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	400,000	114,350	△429,803	△62,400
当期変動額				
新株の発行		6,263		
当期純利益			96,050	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	6,263	96,050	—
当期末残高	400,000	120,613	△333,753	△62,400

	株主資本	少数株主持分	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	22,146	9,780	31,927
当期変動額			
新株の発行	6,263		6,263
当期純利益	96,050		96,050
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		△9,780	△9,780
当期変動額合計	102,313	△9,780	92,533
当期末残高	124,460	—	124,460

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	400,000	120,613	△333,753	△62,400
当期変動額				
新株の発行	44,000	44,000		
当期純利益			95,800	
当期変動額合計	44,000	44,000	95,800	—
当期末残高	444,000	164,613	△237,953	△62,400

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	124,460	124,460
当期変動額		
新株の発行	88,000	88,000
当期純利益	95,800	95,800
当期変動額合計	183,800	183,800
当期末残高	308,260	308,260

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	100,283	107,100
減価償却費	47,907	44,602
固定資産除却損	—	57
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,664	—
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△19	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△60	40
受取利息及び受取配当金	△4,668	△3,543
支払利息	11,343	9,431
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,389	△27,005
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,629	△8,994
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,334	2,018
その他	23,963	△3,994
小計	155,731	119,712
利息及び配当金の受取額	3,500	10,851
利息の支払額	△11,072	△9,374
法人税等の支払額	△3,825	△10,997
営業活動によるキャッシュ・フロー	144,334	110,192
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△10,003	—
定期預金の払戻による収入	20,001	10,001
有形固定資産の取得による支出	△14,875	△15,352
無形固定資産の取得による支出	△24,975	△28,676
貸付金の回収による収入	—	244,800
その他	△6,658	△640
投資活動によるキャッシュ・フロー	△36,511	210,132
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50,000	—
短期借入金の返済による支出	—	△50,000
長期借入れによる収入	150,000	220,000
長期借入金の返済による支出	△404,983	△295,481
社債の発行による収入	—	50,000
社債の償還による支出	△20,000	△6,250
株式の発行による収入	—	88,000
その他	1,544	△4,941
財務活動によるキャッシュ・フロー	△223,438	1,327
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△115,615	321,652
現金及び現金同等物の期首残高	241,018	125,402
現金及び現金同等物の期末残高	※1 125,402	※1 447,055

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

リネットジャパン株式会社

ネットオフ・ソーシャル株式会社

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a. 商品

総平均による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b. 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～24年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

リネットジャパン株式会社

ネットオフ・ソーシャル株式会社

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a. 商品

総平均による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b. 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～24年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(企業結合に関する会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年9月期の期首から適用予定であります。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年9月期の期首以後実施される企業結合から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

当連結財務諸表作成時において連結財務諸表に与える影響は未定であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
現金及び預金	10,001千円	—千円
売掛金	11,248	—
商品	181,903	—
計	203,153	—

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
短期借入金	50,000千円	—千円
長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	30,636	—
計	80,636	—

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	236,403千円	249,229千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損又はたな卸資産評価損の洗替による戻入額(△)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
	△11,392千円	△8,724千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,409	4,430	—	14,839

(変動事由の概要)

当社を株式交換完全親会社、リネットジャパン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株の発行による増加であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	390	—	—	390

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,839	1,629,061	—	1,643,900

(注) 当社は、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(変動事由の概要)

1. 新株予約権の権利行使による増加 160,000株
2. 株式分割による増加 1,469,061株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	390	38,610	—	39,000

(注) 当社は、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(変動事由の概要)

株式分割による増加 38,610株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金	135,404千円	447,055千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10,001	—
現金及び現金同等物	125,402	447,055

(リース取引関係)

前連結会計年度(平成26年9月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、電気設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、什器備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

当連結会計年度(平成27年9月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、電気設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、什器備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファインンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年3カ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程等に従い、営業債権について各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、各金融機関の借入金利の一覧表を定期的に作成・更新し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	135,404	135,404	—
(2) 売掛金	132,938	132,938	—
(3) 長期貸付金(※1)	244,800	246,000	1,200
資産計	513,142	514,342	1,200
(1) 買掛金	17,712	17,712	—
(2) 短期借入金	50,000	50,000	—
(3) 未払金	122,056	122,056	—
(4) 長期借入金(※2)	525,657	526,494	837
負債計	715,426	716,263	837

(※1) 1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	135,404	—	—	—
売掛金	132,938	—	—	—
長期貸付金	1,200	243,600	—	—
合計	269,542	243,600	—	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	242,662	148,548	66,567	52,288	15,592	—
リース債務	4,736	4,395	3,589	3,453	2,438	2,006
合計	297,398	152,943	70,156	55,741	18,030	2,006

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年2カ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程等に従い、営業債権について各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、各金融機関の借入金利の一覧表を定期的に作成・更新し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	447,055	447,055	—
(2) 売掛金	159,944	159,944	—
資産計	606,999	606,999	—
(1) 買掛金	19,731	19,731	—
(2) 未払金	114,099	114,099	—
(3) 社債(※1)	43,750	43,762	12
(4) 長期借入金(※2)	450,176	450,772	596
負債計	627,756	628,364	608

(※1) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	447,055	—	—	—
売掛金	159,944	—	—	—
合計	606,999	—	—	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	12,500	12,500	12,500	6,250	—	—
長期借入金	185,778	120,099	94,172	45,646	4,481	—
リース債務	5,830	5,075	4,992	3,893	2,476	1,781
合計	204,108	137,674	111,664	55,789	6,957	1,781

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員11名 社外協力者1名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員17名 社外協力者5名	当社取締役1名 当社監査役3名 当社従業員13名 社外協力者1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 66株	普通株式 200株	普通株式 242株
付与日	平成18年3月24日	平成18年9月1日	平成19年8月31日
権利確定条件	①株式を公開する日までは、権利を行使することができない。 ②取締役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 ③社員が解雇、自己都合により退職したときには権利を行使することができない。	①株式を公開する日までは、権利を行使することができない。 ②取締役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 ③社員が解雇、自己都合により退職したときには権利を行使することができない。	①株式を公開する日までは、権利を行使することができない。 ②取締役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 ③社員が解雇、自己都合により退職したときには権利を行使することができない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成19年9月1日から 平成27年8月30日まで	平成19年9月1日から 平成27年8月30日まで	平成19年9月1日から 平成27年8月30日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 社外協力者1名	当社取締役1名 社外協力者1名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 761株	普通株式 2,290株	普通株式 3,000株
付与日	平成21年1月31日	平成22年5月11日	平成24年7月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	①各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 ②本新株予約権の抵当、質入、相続及びその他の処分は認めないものとする。 ③その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成21年2月1日から 平成31年1月31日まで	平成22年5月12日から 平成32年5月11日まで	平成24年7月15日から 平成34年7月14日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社		
	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	29	71	80
付与	—	—	—
失効	3	6	15
権利確定	—	—	—
未確定残	26	65	65
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

会社名	提出会社		
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	761	2,290	3,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	761	2,290	3,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	150,000	150,000	250,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	110,000	160,000	55,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員11名 社外協力者1名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員17名 社外協力者5名	当社取締役1名 当社監査役3名 当社従業員13名 社外協力者1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 6,600株	普通株式 20,000株	普通株式 24,200株
付与日	平成18年3月24日	平成18年9月1日	平成19年8月31日
権利確定条件	①株式を公開する日までは、権利を行使することができない。 ②取締役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 ③社員が解雇、自己都合により退職したときには権利を行使することができない。	①株式を公開する日までは、権利を行使することができない。 ②取締役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 ③社員が解雇、自己都合により退職したときには権利を行使することができない。	①株式を公開する日までは、権利を行使することができない。 ②取締役たる地位を失ったときは権利行使することができない。 ③社員が解雇、自己都合により退職したときには権利を行使することができない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成19年9月1日から 平成27年8月30日まで	平成19年9月1日から 平成27年8月30日まで	平成19年9月1日から 平成27年8月30日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 社外協力者1名	当社取締役1名 社外協力者1名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 76,100株	普通株式 229,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成21年1月31日	平成22年5月11日	平成24年7月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	①各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 ②本新株予約権の抵当、質入、相続及びその他の処分は認めないものとする。 ③その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成21年2月1日から 平成31年1月31日まで	平成22年5月12日から 平成32年5月11日まで	平成24年7月15日から 平成34年7月14日まで

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員55名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 41,300株
付与日	平成27年1月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年12月26日から 平成34年1月15日まで

(注) 平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社		
	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	2,600	6,500	6,500
付与	—	—	—
失効	2,600	6,500	6,500
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

会社名	提出会社		
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	76,100	229,000	300,000
付与	—	—	—
失効	69,100	208,000	24,900
権利確定	—	—	160,000
未確定残	7,000	21,000	115,100
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	160,000
権利行使	—	—	160,000
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	41,300
失効	1,800
権利確定	—
未確定残	39,500
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,500	1,500	2,500
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,100	1,600	550
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,600
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、純資産法等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 ー千円
- ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 ー千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	134,854千円
未払費用否認額	9,834
商品評価損	8,312
その他	3,652
繰延税金資産小計	<u>156,653</u>
評価性引当額	<u>△156,653</u>
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.3%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3
住民税均等割額	0.7
評価性引当額	△34.5
その他	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>7.7</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の37.3%から34.9%に変更されております。

なお、この税率変更による影響はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	96,355千円
未払費用否認額	10,511
商品評価損	4,885
その他	3,116
繰延税金資産小計	114,869
評価性引当額	△114,869
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
住民税均等割等	0.7
評価性引当額	△28.3
その他	2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年10月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の34.9%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年10月1日から平成28年9月30日までのものは32.4%、平成28年10月1日以降のものについては31.7%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 : リネットジャパン株式会社

事業の内容 : 使用済小型電子機器など再資源化製品のリサイクル業務

② 企業結合日

平成26年9月30日

③ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、リネットジャパン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換

④ 結合後企業の名称

結合当事企業の名称に変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

取得した株式の議決権比率は100%であり、当該取引によりリネットジャパン株式会社を当社の完全子会社といたしました。当該取得は、グループ経営の機動性を高め、業務の効率化とシナジーを拡大し、連結収益力の強化及び連結企業価値の向上を図るために行ったものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

企業結合日に交付した当社の自己株式の時価	6,263千円
----------------------	---------

取得原価	6,263千円
------	---------

② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(イ) 株式の種類別の交換比率

リネットジャパン株式会社の普通株式1株:当社の普通株式22.15株

(ロ) 株式交換比率の算定方法

フィナンシャル・アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

(ハ) 交付した株式数

4,430株

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、インターネットと宅配便を活用したリユース・リサイクル事業を展開しており、「ネットリユース事業」及び「ネットリサイクル事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ネットリユース事業」は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、ユーザーよりインターネットを通じて買取の申し込みを受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社を通じてインターネット販売を行う、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを提供しております。

「ネットリサイクル事業」は、当社連結子会社のリネットジャパン株式会社、全国エリアを対象とする小型家電リサイクル法の認定事業者となり、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済のパソコン、携帯電話、その他小型家電を有償で宅配回収するサービスを提供しています。また、パソコン廃棄の際に個人情報漏えいを懸念するユーザーに応えるため、回収時のデータ消去サービスを有償で行っています。回収した小型家電は、これらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却もしくはリユース販売を行っています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	ネットリユース 事業	ネットリサイクル 事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,038,874	979	3,039,853	3,039,853
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—
計	3,038,874	979	3,039,853	3,039,853
セグメント利益又は損失(△)	108,377	△3,248	105,129	105,129
セグメント資産	966,864	16,699	983,563	983,563
その他の項目				
減価償却費	47,483	424	47,907	47,907
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	52,681	5,499	58,180	58,180

(注)セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、インターネットと宅配便を活用したリユース・リサイクル事業を展開しており、「ネットリユース事業」及び「ネットリサイクル事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ネットリユース事業」は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、ユーザーよりインターネットを通じて買取の申し込みを受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社を通じてインターネット販売を行う、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを提供しております。

「ネットリサイクル事業」は、当社連結子会社のリネットジャパン株式会社は、全国エリアを対象とする小型家電リサイクル法の認定事業者となり、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済のパソコン、携帯電話、その他小型家電を有償で宅配回収するサービスを提供しています。また、パソコン廃棄の際に個人情報漏えいを懸念するユーザーに応えるため、回収時のデータ消去サービスを有償で行っています。回収した小型家電は、これらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却もしくはリユース販売を行っています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	ネットリユース 事業	ネットリサイクル 事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,183,053	43,228	3,226,281	3,226,281
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—
計	3,183,053	43,228	3,226,281	3,226,281
セグメント利益又は損失(△)	194,849	△80,369	114,480	114,480
セグメント資産	1,026,369	80,701	1,107,070	1,107,070
その他の項目				
減価償却費	41,333	3,269	44,602	44,602
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	40,548	11,019	51,567	51,567

(注)セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント区分と同一のため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント区分と同一のため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒田 武志	—	—	当社 代表取締役社長	(被所有) 直接57.9	当社代表取 締役社長 資金の貸付 債務被保証	貸付金の回 収 (注1)	900	流動資産の その他 役員に 対する長期 貸付金	1,200
							利息の受取 (注1)	4,620	流動資産の その他	243,600
							当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注2)	333,100	—	7,307

(注) 1. 黒田武志に対する資金の貸付については、金利は市場金利を勘案して決定しており、返済条件は月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 当社の銀行借入に対して黒田武志より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒田 武志	—	—	当社 代表取締役社長	(被所有) 直接60.7	当社代表取 締役社長 資金の貸付 及び回収	貸付金の回 収	244,800	—	—
							利息の受取 (注1)	3,484	—	—
							ストックオ プションの 権利行使 (注2)	88,000 (160千株)	—	—

(注) 1. 黒田武志に対する資金の貸付については、金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2. 平成24年5月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	86.14円	192.07円
1株当たり当期純利益金額	95.75円	64.70円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年6月8日開催の取締役会決議に基づき、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	96,050	95,800
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	96,050	95,800
普通株式の期中平均株式数(株)	1,003,113	1,480,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の数6,207個)。	新株予約権4種類(新株予約権の数1,826個)。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

新株予約権の発行について

当社は、平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価格の総額の払込が完了しました。

新株予約権の総数	1,151個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 115,100株
払込金額	1,151千円(本新株予約権1個当たり1,000円)
行使価額	1株当たり1,000円
資本組入額	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
割当日	平成28年10月11日
払込期日	平成28年10月11日
行使期間	平成28年10月12日から平成38年10月11日
行使条件	<p>① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額に110%を乗じた価額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)にて、行使期間の満了日までに本新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(a)行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b)行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30%を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、本①(c)への該当性を判断するものとする。)</p> <p>(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30%を下回る価格となったとき。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の割当てを受ける者及び数	当社取締役 1名 1,151個

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第3四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	35,603千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ネットリユース 事業	ネットリサイクル 事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	2,640,599	187,935	2,828,535	2,828,535
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—
計	2,640,599	187,935	2,828,535	2,828,535
セグメント利益又は損失(△)	158,779	△67,432	91,346	91,346

(注) セグメント利益又は損益(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	59円71銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	95,829
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	95,829
普通株式の期中平均株式数(株)	1,604,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権の発行について

当社は、平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価格の総額の払込が完了しました。

新株予約権の総数	1,151個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 115,100株
払込金額	1,151千円 (本新株予約権1個当たり1,000円)
行使価額	1株当たり1,000円
資本組入額	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
割当日	平成28年10月11日
払込期日	平成28年10月11日
行使期間	平成28年10月12日から平成38年10月11日
行使条件	<p>① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額に110%を乗じた価額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)にて、行使期間の満了日まで本新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(a)行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b)行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30%を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、本①(c)への該当性を判断するものとする。)</p> <p>(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30%を下回る価格となったとき。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の割当てを受ける者及び数	当社取締役 1名 1,151個

⑤ 【連結附属明細表】（平成27年9月30日現在）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
リネットジャパン グループ株式会社	第3回無担保社債	平成27年 3月25日	—	43,750 (12,500)	0.1	なし	平成31年 2月28日
合計	—	—	—	43,750 (12,500)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
12,500	12,500	12,500	6,250	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	—	0.71	—
1年以内に返済予定の長期借入金	242,662	185,778	1.56	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,736	5,830	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	282,995	264,398	1.56	平成28年10月31日～ 平成31年12月26日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)	15,883	18,218	—	平成28年10月4日～ 平成35年11月20日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	596,276	474,224	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	120,099	94,172	45,646	4,481
リース債務	5,075	4,992	3,893	2,476

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成28年10月31日開催の取締役会において承認された第17期連結会計年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 【連結財務諸表】

イ 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1	421,126
売掛金	※1	232,135
商品	※1	205,657
貯蔵品		8,280
その他		68,372
流動資産合計		935,573
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）		71,280
リース資産（純額）		42,904
その他（純額）		25,155
有形固定資産合計	※2	139,339
無形固定資産		
ソフトウェア		87,274
その他		10,146
無形固定資産合計		97,420
投資その他の資産		
その他		37,846
投資その他の資産合計		37,846
固定資産合計		274,607
繰延資産		2,063
資産合計		1,212,244

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成28年9月30日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		19,086
短期借入金	※1	50,000
1年内返済予定の長期借入金		145,797
未払金		98,990
未払費用		77,935
未払法人税等		21,461
賞与引当金		1,390
その他		40,832
流動負債合計		455,493
固定負債		
社債		18,750
長期借入金		242,228
リース債務		36,709
その他		1,532
固定負債合計		299,219
負債合計		754,713
純資産の部		
株主資本		
資本金		444,000
資本剰余金		164,613
利益剰余金		△88,682
自己株式		△62,400
株主資本合計		457,531
純資産合計		457,531
負債純資産合計		1,212,244

ロ 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	3,729,330
売上原価	※1 1,017,728
売上総利益	2,711,602
販売費及び一般管理費	
荷造運搬費	328,110
広告宣伝費	495,382
支払手数料	546,178
給料及び手当	531,009
賞与引当金繰入額	1,390
その他	658,593
販売費及び一般管理費合計	2,560,664
営業利益	150,937
営業外収益	
受取利息	69
受取手数料	9,457
スクラップ売却益	2,783
助成金収入	15,723
その他	3,282
営業外収益合計	31,317
営業外費用	
支払利息	7,677
株式公開費用	1,228
その他	1,589
営業外費用合計	10,495
経常利益	171,759
特別損失	
固定資産除却損	20
特別損失合計	20
税金等調整前当期純利益	171,738
法人税、住民税及び事業税	22,467
法人税等合計	22,467
当期純利益	149,270
親会社株主に帰属する当期純利益	149,270

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
当期純利益	149,270
包括利益	149,270
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	149,270
非支配株主に係る包括利益	—

ハ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	444,000	164,613	△237,953	△62,400
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			149,270	
当期変動額合計	—	—	149,270	—
当期末残高	444,000	164,613	△88,682	△62,400

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期首残高	308,260	308,260
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益	149,270	149,270
当期変動額合計	149,270	149,270
当期末残高	457,531	457,531

ニ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	171,738
減価償却費	49,206
固定資産除却損	20
賞与引当金の増加額	105
受取利息及び受取配当金	△69
支払利息	7,677
売上債権の増加額	△72,191
たな卸資産の増加額	△17,420
仕入債務の減少額	△644
その他	△38,157
小計	100,264
利息及び配当金の受取額	69
利息の支払額	△7,619
法人税等の支払額	△14,208
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,506
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△16,521
無形固定資産の取得による支出	△49,245
その他	△7,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,493
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	50,000
長期借入れによる収入	140,000
長期借入金の返済による支出	△202,151
社債の償還による支出	△12,500
その他	△6,291
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,942
現金及び現金同等物の減少額	△25,928
現金及び現金同等物の期首残高	447,055
現金及び現金同等物の期末残高	※1 421,126

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

リネットジャパン株式会社

ネットオフ・ソーシャル株式会社

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

a. 商品

総平均による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b. 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～24年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件

③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
現金及び預金	1,579千円
売掛金	836
商品	173,496
計	175,912

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
短期借入金	50,000千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	271,100千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損又はたな卸資産評価損の洗替による戻入額(△)が売上原価に含まれております。

当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
△1,369千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額
該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,643,900	—	—	1,643,900

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	39,000	—	—	39,000

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	421,126千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	421,126千円

(リース取引関係)

当連結会計年度(平成28年9月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、電気設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を適用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 主として、什器備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファインンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年2カ月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程等に従い、営業債権について各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、各金融機関の借入金利の一覧表を定期的に作成・更新し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	421,126	421,126	—
(2) 売掛金	232,135	232,135	—
資産計	653,262	653,262	—
(1) 買掛金	19,086	19,086	—
(2) 短期借入金	50,000	50,000	—
(3) 未払金	98,990	98,990	—
(4) 社債(※1)	31,250	31,256	6
(5) 長期借入金(※2)	388,025	388,657	632
負債計	587,351	587,990	639

(※1) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	421,126	—	—	—
売掛金	232,135	—	—	—
合計	653,262	—	—	—

(注3) 短期借入金、社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
社債	12,500	12,500	6,250	—	—	—
長期借入金	145,797	124,610	73,714	32,549	11,355	—
リース債務	9,637	9,726	8,802	7,567	5,751	4,859
合計	217,934	146,836	88,766	40,116	17,106	4,859

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 社外協力者1名	当社取締役1名 社外協力者1名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 76,100株	普通株式 229,000株	普通株式 300,000株
付与日	平成21年1月31日	平成22年5月11日	平成24年7月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	①各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 ②本新株予約権の抵当、質入、相続及びその他の処分は認めないものとする。 ③その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成21年2月1日から 平成31年1月31日まで	平成22年5月12日から 平成32年5月11日まで	平成24年7月15日から 平成34年7月14日まで

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員55名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 41,300株
付与日	平成27年1月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年12月26日から 平成34年1月15日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社		
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	7,000	21,000	115,100
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	7,000	21,000	115,100
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	39,500
付与	—
失効	4,300
権利確定	—
未確定残	35,200
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	提出会社		
	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,100	1,600	550
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

会社名	提出会社
	第12回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,600
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、純資産法等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	62,210千円
未払費用否認額	9,537
商品評価損	4,441
その他	4,860
繰延税金資産小計	81,050
評価性引当額	△81,050
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
住民税均等割等	0.5
評価性引当額	△21.7
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年10月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の31.7%から平成28年10月1日に開始する連結会計年度及び平成29年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.3%に、平成30年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.0%となります。

なお、この税率変更による影響はありません。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、インターネットと宅配便を活用したリユース・リサイクル事業を展開しており、「ネットリユース事業」及び「ネットリサイクル事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ネットリユース事業」は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、ユーザーよりインターネットを通じて買取の申し込みを受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社を通じてインターネット販売を行う、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを提供しております。

「ネットリサイクル事業」は、当社連結子会社のリネットジャパン株式会社、全国エリアを対象とする小型家電リサイクル法の認定事業者となり、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済のパソコン、携帯電話、その他小型家電を有償で宅配回収するサービスを提供しています。また、パソコン廃棄の際に個人情報漏えいを懸念するユーザーに応えるため、回収時のデータ消去サービスを有償で行っています。回収した小型家電は、これらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却もしくはリユース販売を行っています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	ネットリユース 事業	ネットリサイクル 事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,504,012	225,318	3,729,330	3,729,330
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—
計	3,504,012	225,318	3,729,330	3,729,330
セグメント利益又は損失(△)	223,179	△72,241	150,937	150,937
セグメント資産	1,135,485	76,758	1,212,244	1,212,244
その他の項目				
減価償却費	42,085	7,121	49,206	49,206
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	56,317	32,167	88,485	88,485

(注)セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント区分と同一のため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手がいないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	285.08円
1株当たり当期純利益金額	93.01円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	149,270
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	149,270
普通株式の期中平均株式数(株)	1,604,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,783個)。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

新株予約権の発行について

当社は、平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価格の総額の払込が完了しました。

新株予約権の総数	1,151個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 115,100株
払込金額	1,151千円 (本新株予約権1個当たり1,000円)
行使価額	1株当たり1,000円
資本組入額	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
割当日	平成28年10月11日
払込期日	平成28年10月11日
行使期間	平成28年10月12日から平成38年10月11日
行使条件	<p>① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額に110%を乗じた価額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)にて、行使期間の満了日まで本新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(a)行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b)行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30%を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、本①(c)への該当性を判断するものとする。)</p> <p>(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30%を下回る価格となったとき。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の割当てを受ける者及び数	当社取締役 1名 1,151個

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 126,390	407,556
売掛金	※1 132,689	146,618
商品	※1 181,903	183,915
貯蔵品	5,619	5,756
前渡金	—	1,474
前払費用	25,336	22,461
その他	33,200	55,793
流動資産合計	505,140	823,574
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	76,356	76,210
構築物（純額）	1,078	4,306
車両運搬具（純額）	151	0
工具、器具及び備品（純額）	12,643	10,362
リース資産（純額）	18,482	21,854
建設仮勘定	—	2,101
有形固定資産合計	108,713	114,836
無形固定資産		
商標権	2,716	3,865
ソフトウェア	72,957	67,280
その他	6,205	11,520
無形固定資産合計	81,880	82,666
投資その他の資産		
関係会社株式	7,263	107,263
出資金	20	20
役員に対する長期貸付金	243,600	—
長期前払費用	1,625	1,814
その他	34,370	30,818
投資その他の資産合計	286,879	139,916
固定資産合計	477,473	337,419
繰延資産		
株式交付費	—	283
社債発行費	—	666
繰延資産合計	—	949
資産合計	982,613	1,161,943

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,554	12,541
短期借入金	※1 50,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※1 242,662	185,778
リース債務	4,736	5,830
未払金	121,942	133,681
未払費用	77,531	81,347
未払法人税等	9,216	9,730
前受金	758	492
預り金	6,780	5,335
賞与引当金	1,243	1,284
その他	25,174	45,580
流動負債合計	557,600	481,602
固定負債		
社債	—	31,250
長期借入金	※1 282,995	264,398
リース債務	15,883	18,218
その他	2,074	2,074
固定負債合計	300,952	315,940
負債合計	858,552	797,543
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,000	444,000
資本剰余金		
資本準備金	6,263	50,263
その他資本剰余金	114,350	114,350
資本剰余金合計	120,613	164,613
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△334,152	△181,813
利益剰余金合計	△334,152	△181,813
自己株式	△62,400	△62,400
株主資本合計	124,060	364,399
純資産合計	124,060	364,399
負債純資産合計	982,613	1,161,943

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	3,038,874	3,216,437
売上原価		
商品期首たな卸高	182,456	181,903
当期商品仕入高	802,286	822,799
合計	984,742	1,004,703
商品期末たな卸高	181,903	183,915
差引	802,839	820,787
他勘定振替高	440	321
商品売上原価	802,398	820,466
売上総利益	2,236,476	2,395,970
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	278,133	304,152
広告宣伝費	295,506	304,812
支払手数料	441,028	493,032
給料及び手当	488,320	510,967
賞与引当金繰入額	1,243	1,284
減価償却費	47,907	44,602
その他	576,718	552,384
販売費及び一般管理費合計	2,128,858	2,211,235
営業利益	107,618	184,734
営業外収益		
受取利息	4,666	3,539
スクラップ売却益	1,840	3,342
その他	2,539	3,487
営業外収益合計	9,046	10,368
営業外費用		
支払利息	11,206	9,406
アレンジメントフィー	1,500	—
その他	997	2,039
営業外費用合計	13,704	11,446
経常利益	102,959	183,657
特別損失		
固定資産除却損	—	※1 57
特別損失合計	—	57
税引前当期純利益	102,959	183,600
法人税、住民税及び事業税	7,324	31,262
法人税等合計	7,324	31,262
当期純利益	95,634	152,338

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	400,000	—	114,350	114,350
当期変動額				
新株の発行		6,263		6,263
当期純利益				
当期変動額合計	—	6,263	—	6,263
当期末残高	400,000	6,263	114,350	120,613

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△429,787	△429,787	△62,400	22,162	22,162
当期変動額					
新株の発行				6,263	6,263
当期純利益	95,634	95,634		95,634	95,634
当期変動額合計	95,634	95,634	—	101,898	101,898
当期末残高	△334,152	△334,152	△62,400	124,060	124,060

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	400,000	6,263	114,350	120,613
当期変動額				
新株の発行	44,000	44,000		44,000
当期純利益				
当期変動額合計	44,000	44,000	—	44,000
当期末残高	444,000	50,263	114,350	164,613

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△334,152	△334,152	△62,400	124,060	124,060
当期変動額					
新株の発行				88,000	88,000
当期純利益	152,338	152,338		152,338	152,338
当期変動額合計	152,338	152,338	—	240,338	240,338
当期末残高	△181,813	△181,813	△62,400	364,399	364,399

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

3年間で均等償却しております。

(2) 社債発行費

社債の償却期間にわたり均等償却しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
現金及び預金	10,001千円	—千円
売掛金	11,248	—
商品	181,903	—
計	203,153	—

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
短期借入金	50,000千円	—千円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	30,636	—
計	80,636	—

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
工具、器具及び備品	—千円	57千円
計	—	57

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は107,263千円、前事業年度の貸借対照表計上額は7,263千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	133,598千円
未払費用	9,834
商品評価損	8,312
その他	3,639
繰延税金資産小計	<u>155,384</u>
評価性引当額	<u>△155,384</u>
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.3%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.1
住民税均等割額	0.5
評価性引当額	△34.8
その他	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>7.1</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の37.3%から34.9%に変更されております。

なお、この税率変更による影響はありません。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	95,207千円
未払費用	10,511
商品評価損	4,885
その他	3,112
繰延税金資産小計	<u>113,716</u>
評価性引当額	<u>△113,716</u>
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割等	0.3
評価性引当額	△16.5
その他	△2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>17.0</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年10月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.9%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年10月1日から平成28年9月30日までのものは32.4%、平成28年10月1日以降のものについては31.7%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

新株予約権の発行について

当社は、平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価格の総額の払込が完了しました。

新株予約権の総数	1,151個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 115,100株
払込金額	1,151千円(本新株予約権1個当たり1,000円)
行使価額	1株当たり1,000円
資本組入額	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
割当日	平成28年10月11日
払込期日	平成28年10月11日
行使期間	平成28年10月12日から平成38年10月11日
行使条件	<p>① 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間において次に掲げる各事由が生じた場合には、その時点で有効な行使価額に110%を乗じた価額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)にて、行使期間の満了日まで本新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>(a)行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b)行使価額の30%を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額の30%を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、本①(c)への該当性を判断するものとする。)</p> <p>(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額の30%を下回る価格となったとき。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の割当てを受ける者及び数	当社取締役 1名 1,151個

④ 【附属明細表】（平成27年9月30日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	138,962	5,742	—	144,704	68,493	5,888	76,210
構築物	5,830	3,606	—	9,436	5,129	378	4,306
車両運搬具	955	—	—	955	955	151	0
工具、器具及び備品	169,054	3,180	4,053	168,181	157,818	5,404	10,362
リース資産	30,315	8,370	—	38,685	16,831	4,999	21,854
建設仮勘定	—	2,101	—	2,101	—	—	2,101
有形固定資産計	345,117	23,001	4,053	364,065	249,229	16,821	114,836
無形固定資産							
商標権	6,572	1,924	—	8,496	4,631	775	3,865
ソフトウェア	557,833	21,326	—	579,160	511,879	27,004	67,280
その他	6,205	5,314	—	11,520	—	—	11,520
無形固定資産計	570,611	28,565	—	599,177	516,511	27,780	82,666
長期前払費用	9,697	2,063	—	11,760	9,946	1,873	1,814
繰延資産							
株式交付費	—	425	—	425	141	141	283
社債発行費	—	779	—	779	113	113	666
繰延資産計	—	1,204	—	1,204	255	255	949

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	リネットワークウェブサイト構築	9,106千円
ソフトウェア	アマゾン出品ツール更改	7,000千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,243	1,284	1,243	—	1,284

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎事業年度末の最終日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎事業年度末の最終日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)1
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 公告掲載URL http://corp.renet.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年3月3日	ブックオフコーポレーション(株)代表取締役社長 松下展千	相模原市南区古淵2丁目14-20	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱TKコーポレーション代表取締役 黒田武志	堺市南区三原台一丁目2	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	1,000	50,000,000 (50,000) (注)4	譲受人からの希望
平成26年5月9日	平山俊介	横浜市都筑区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱TKコーポレーション代表取締役 黒田武志	堺市南区三原台一丁目2	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	100	5,000,000 (50,000) (注)4	譲受人からの希望
平成26年5月13日	㈱TKコーポレーション代表取締役 黒田武志	堺市南区三原台一丁目2	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権が所有されている会社、大株主上位10名)	㈱企業家キャピタル代表取締役 徳永卓三	東京都千代田区岩本町3丁目11-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	60	3,000,000 (50,000) (注)4	譲受人からの希望
平成26年6月20日	㈱TKコーポレーション代表取締役 黒田武志	堺市南区三原台一丁目2	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権が所有されている会社、大株主上位10名)	スガシタパートナーズ(株)代表取締役 菅下清廣	東京都千代田区永田町2丁目11-1	当社の取引先	50	2,500,000 (50,000) (注)4	譲受人からの希望
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	MICIノベーション3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル(株)代表取締役社長 山中卓	東京都港区赤坂1丁目11-28	特別利害関係者等(大株主上位10名)	950	152,000,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	ドコモ・インノベーションファンド投資事業組合 業務執行組合員(株)NTTドコモ・ベンチャーズ代表取締役社長 榮藤稔	東京都港区赤坂1丁目12-32	特別利害関係者等(大株主上位10名)	625	100,000,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	バリュエーション投資事業有限責任組合 無限責任組合員 東海東京インベストメント(株)代表取締役社長 松永安彦	東京都中央区新川1丁目17-21	特別利害関係者等(大株主上位10名)	312	49,920,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス 代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	NVCC7号投資事業有限責任組合無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル㈱ 代表取締役社長 奥原圭一	東京都千代田区丸の内2丁目4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	300	48,000,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス 代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	共立キャピタル㈱ 代表取締役飯沼日出満	岐阜県大垣市郭町2丁目25	特別利害関係者等(大株主上位10名)	300	48,000,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス 代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	㈱MTG 代表取締役松下剛	名古屋市中村区本陣通4丁目13	当社の取引先	200	32,000,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス 代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	あいぎん未来創造ファンド2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 静岡キャピタル㈱ 取締役社長 水谷林蔵	静岡市清水区草薙北2-1	当社の取引先	150	24,000,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス 代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員 静岡キャピタル㈱ 取締役社長 水谷林蔵	静岡市清水区草薙北2-1	当社の取引先	150	24,000,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス 代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	㈱アンカーネットワークサービス 代表取締役社長 碓隆司	東京都葛飾区新宿3丁目9-15	当社の取引先	103	16,480,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年8月29日	㈱T-MEDIAホールディングス 代表取締役社長兼CEO 櫻井徹	東京都目黒区青葉台3丁目6-28号	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社、大株主上位10名)	スガシタパートナーズ㈱ 代表取締役菅下清廣	東京都千代田区永田町2丁目11-1	当社の取引先	50	8,000,000 (160,000) (注)4	CCCグループとの資本提携解除による
平成26年11月27日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	㈱百五銀行 取締役頭取伊藤 歳恭	三重県津市岩田21-27	当社の取引銀行	300	48,000,000 (160,000) (注)4	譲受人からの希望
平成27年1月16日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	㈱オークファン 代表取締役 武永 修一	東京都渋谷区道玄坂1丁目14-6	当社の取引先	100	16,000,000 (160,000) (注)4	取引関係の強化のため
平成27年6月10日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	ステッチ㈱ 代表取締役 上田新吾	東京都千代田区岩本町2丁目4-1	当社の取引先	100	16,000,000 (160,000) (注)4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年6月10日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	㈱アスア代表取締役 間地寛	名古屋市中村区黄金通1丁目11	当社の取引先	100	16,000,000 (160,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年6月10日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	あいぎん未来創造ファンド2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 静岡キャピタル㈱ 取締役社長 水谷林蔵	静岡市清水区草薙北2-1	当社の取引先	100	16,000,000 (160,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年6月10日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員 静岡キャピタル㈱ 取締役社長 水谷林蔵	静岡市清水区草薙北2-1	当社の取引先	100	16,000,000 (160,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年6月30日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	佐藤亮	愛知県大府市	特別利害関係者等(当社取締役)	30	4,800,000 (160,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年6月30日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	田原正彦	東京都大田区	特別利害関係者等(当社取締役)	10	1,600,000 (160,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年6月30日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	高橋義孝	東京都品川区	特別利害関係者等(当社取締役)	10	1,600,000 (160,000) (注)4	所有者の事情による
平成27年7月10日	—	—	—	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	1,300	71,500,000 (55,000) (注)5	新株予約権の権利行使
平成27年7月16日	—	—	—	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	30,000	16,500,000 (550) (注)5	新株予約権の権利行使
平成27年9月18日	ドコモ・インベションファンド投資事業組合業務執行組合員㈱NTTドコモ・ベンチャーズ 代表取締役社長 榮藤稔	東京都港区赤坂1丁目12-32	特別利害関係者等(大株主上位10名)	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	62,500	100,000,000 (1,600) (注)4	譲受人からの希望

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年12月25日	田原正彦	東京都大田区	特別利害関係者等(当社取締役)	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	1,000	1,600,000 (1,600) (注)4	取締役退任に伴う移動
平成28年1月19日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	SBIアドバンス・テクノロジー1号投資事業有限責任組合員SBIインベストメント㈱代表取締役川島克哉	東京都港区六本木一丁目6-1	当社の取引先	22,857	36,571,200 (1,600) (注)4	譲受人からの希望
平成28年1月19日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	SBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合員SBIインベストメント㈱代表取締役川島克哉	東京都港区六本木一丁目6-1	当社の取引先	14,893	23,828,800 (1,600) (注)4	譲受人からの希望
平成28年1月19日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合員SBIインベストメント㈱代表取締役川島克哉	東京都港区六本木一丁目6-1	当社の取引先	21,321	34,113,600 (1,600) (注)4	譲受人からの希望
平成28年1月19日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合員SBIインベストメント㈱代表取締役川島克哉	東京都港区六本木一丁目6-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	41,143	65,828,800 (1,600) (注)4	譲受人からの希望
平成28年1月19日	黒田武志	名古屋市千種区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合員SBIインベストメント㈱代表取締役川島克哉	東京都港区六本木一丁目6-1	当社の取引先	29,786	47,657,600 (1,600) (注)4	譲受人からの希望

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに係関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- D C F法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格は新株予約権の行使条件による価格であります。
6. 当社は、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割をしておりますが、当該株式分割前の移動にかかる移動株数及び価格(単価)は分割前の移動株数及び価格(単価)で記載しております。
7. C C Cはカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の略称であります。
8. 田原正彦氏は平成27年12月25日に当社取締役を退任いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(注)4、5	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年9月30日	平成27年1月16日	平成28年10月11日
種類	普通株式	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	4,430株	普通株式 413株	普通株式 115,100株
発行価格	—円	1株につき 160,000円 (注)6	1株につき 1,000円 (注)7
資本組入額	—円	80,000円	500円
発行価額の総額	6,263,208円	66,080,000円	115,100,000円
資本組入額の総額	—円	33,040,000円	57,550,000円
発行方法	株式交換	平成26年12月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年9月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—(注)2	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規則に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆閲覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びにその他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年9月30日であります。
2. 上記の割当が、株式交換によるものであるため、当社は、割当を受けた者との間で、同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づく、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っておりません。
 3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を原則として割当を受けた日から上場の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 平成26年9月30日の株式の発行は、平成26年9月30日を交換期日としたリネットジャパン株式会社の子会社化による株式交換(交換比率1:22.15)に伴う新株発行であります。
 5. 株式交換比率は純資産価額方式によって算出を行い、当事会社間において決定しております。

6. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した株式評価額等の情報を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定しております。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
行使時の払込金額	1株につき160,000円	1株につき1,000円
行使期間	平成28年12月26日 平成34年1月15日	平成28年10月12日 平成38年10月11日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

9. 平成26年6月8日開催の取締役会決議により、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
黒田 武志	名古屋市千種区	会社役員	3,987	—	特別利害関係者等 (当社の代表取締役 社長) (大株主上位10名)
豊田通商株式会社 代表取締役 加留 部 淳 資本金64,936百万 円	名古屋市中村区名駅4丁 目9-8	各種物品の国 内取引等	443	—	当社の取引先

第12回新株予約権(ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐藤 亮	愛知県大府市	会社役員	40	6,400,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高橋 義孝	東京都品川区	会社役員	25	4,000,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
中村 俊夫	名古屋市熱田区	会社員	21	3,360,000 (160,000)	当社の従業員
山根 秀之	名古屋市昭和区	会社役員	18	2,880,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
村上 正人	愛知県春日井市	会社員	18	2,880,000 (160,000)	当社の従業員
星野 勝之	名古屋市名東区	会社員	18	2,880,000 (160,000)	当社の従業員
伊藤 一明	名古屋市瑞穂区	会社員	16	2,560,000 (160,000)	当社の従業員
上甲 英明	愛知県大府市	会社員	16	2,560,000 (160,000)	当社の従業員
野村 政弘	愛知県刈谷市	会社役員	15	2,400,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
小野田 剛久	愛知県みよし市	会社員	13	2,080,000 (160,000)	当社の従業員
横山 達也	愛知県大府市	会社員	13	2,080,000 (160,000)	当社の従業員
水越 美樹子	愛知県西尾市	会社員	11	1,760,000 (160,000)	当社の従業員
横山 佳典	愛知県刈谷市	会社員	11	1,760,000 (160,000)	当社の従業員
広瀬 大地	東京都立川市	会社員	8	1,280,000 (160,000)	当社の従業員
人見 正樹	名古屋市港区	会社員	8	1,280,000 (160,000)	当社の従業員
稲葉 智秋	愛知県大府市	会社員	8	1,280,000 (160,000)	当社の従業員
押田 英昭	名古屋市緑区	会社員	6	960,000 (160,000)	当社の従業員
竹内 靖典	愛知県知多市	会社員	6	960,000 (160,000)	当社の従業員
中沢 由美	愛知県常滑市	会社員	6	960,000 (160,000)	当社の従業員
久米 実希子	愛知県知多郡東浦町	会社員	6	960,000 (160,000)	当社の従業員
松本 真寿美	愛知県東海市	会社員	6	960,000 (160,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
浦 英樹	愛知県大府市	会社員	6	960,000 (160,000)	当社の従業員
長江 政幸	愛知県大府市	会社員	4	640,000 (160,000)	当社の従業員
原 陽年	東京都世田谷区	会社役員	3	480,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
中井 英一	千葉県柏市	会社役員	3	480,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
平野 琢也	愛知県一宮市	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
中島 三津郎	名古屋市天白区	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
眞弓 啓	愛知県大府市	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
福安 司	愛知県東海市	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
伊奈 美保子	愛知県刈谷市	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
中根 康裕	名古屋市緑区	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
小野 誠也	愛知県大府市	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
服部 弘志	愛知県大府市	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
八木 稔	愛知県大府市	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
玉本 和弘	名古屋市南区	会社員	3	480,000 (160,000)	当社の従業員
長堂 太一	愛知県大府市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
水野 達弘	名古屋市千種区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
森野 洋	名古屋市中区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
神谷 亜季菜	愛知県安城市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
伊藤 大智	愛知県豊明市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
梶川 直生	愛知県東海市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
柴田 美知留	愛知県刈谷市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
山口 健太	愛知県知多市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
太田 真一	名古屋市緑区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
高橋 奈美子	愛知県大府市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
辻 千秋	愛知県大府市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
畠中 泉	愛知県東海市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
藤本 美智子	愛知県大府市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
影山 博代	愛知県知多郡東浦町	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
軽部 ひとみ	愛知県知多郡東浦町	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
横山 徹弘	愛知県大府市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員
早川 奈美子	愛知県大府市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については記載しておりません。
2. 平成27年6月8日開催の取締役会決議により、平成27年7月15日付で株式1株につき100株の株式分割を行ってありますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

第13回新株予約権(ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社との関係
黒田 武志	名古屋市千種区	会社役員	115,100	115,100,000 (1,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長) (大株主上位10名)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に對 する所有株式数 の割合(%)
黒田 武志 (注) 1、2	名古屋市中千種区	960,200 (115,100)	52.69 (6.31)
株式会社TKコーポレーション (注) 2、3	堺市南区三原台一丁目2	99,000	5.43
MICイノベーション3号投資 事業有限責任組合 (注) 2	東京都港区赤坂1丁目11-28	95,000	5.21
坂本 孝 (注) 2	山梨県甲府市	50,000	2.74
豊田通商株式会社 (注) 2	名古屋市中村区名駅4丁目9-8	44,300	2.43
SBIベンチャー企業成長支援 3号投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都港区六本木一丁目6-1	41,143	2.26
リネットジャパングループ株式 会社 (注) 7	愛知県大府市柘山町3丁目33	39,000	2.14
バリューアップ投資事業有限責 任組合 (注) 2	東京都中央区新川1丁目17-21	31,200	1.71
株式会社ハードオフコーポレー ション (注) 2	新潟県新発田市新栄町3丁目1-13	30,000	1.65
NVCC7号投資事業有限責任 組合 (注) 2	東京都千代田区丸の内2丁目4-1	30,000	1.65
共立キャピタル株式会社 (注) 2	岐阜県大垣市郭町2丁目25	30,000	1.65
株式会社百五銀行 (注) 2	三重県津市岩田21-27	30,000	1.65
SBIベンチャー企業成長支援 4号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	29,786	1.63
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6-1	28,000 (28,000)	1.54 (1.54)
あいぎん未来創造ファンド2号 投資事業有限責任組合	静岡市清水区草薙北2-1	25,000	1.37
静岡キャピタル5号投資事業有 限責任組合	静岡市清水区草薙北2-1	25,000	1.37
SBIアドバンスト・テクノロ ジー1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	22,857	1.25
SBIベンチャー企業成長支援 2号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	21,321	1.17
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	20,000	1.10
株式会社MTG	名古屋市中村区本陣通4丁目13	20,000	1.10
株式会社オークファン	東京都渋谷区道玄坂1丁目14-6	20,000	1.10
株式会社ドリームインキュベ ータ	東京都千代田区霞が関3丁目2-6	20,000	1.10
SBIベンチャー企業成長支援 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6-1	14,893	0.82
株式会社アンカーネットワー クサービス	東京都葛飾区新宿3丁目9-15	10,300	0.57
スガシタパートナーズ株式会社	東京都千代田区永田町2丁目11-1	10,000	0.55
VECTOR GROUP INTERNATIONAL LIMITED	Unit05-06, 13/F, Jubilee Centre, 18 Fenwick street, Wanchai, Hong Kong	10,000	0.55

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
ステッチ株式会社	東京都千代田区岩本町2丁目4-1	10,000	0.55
株式会社アスア	名古屋市中村区黄金通1丁目11	10,000	0.55
佐藤 亮 (注)4	愛知県大府市	7,000 (4,000)	0.38 (0.22)
株式会社企業家キャピタル	東京都千代田区岩本町3丁目11-1	6,000	0.33
高橋 義孝 (注)4	東京都品川区	3,500 (2,500)	0.19 (0.14)
中村 俊夫 (注)6	名古屋市熱田区	2,100 (2,100)	0.12 (0.12)
山根 秀之 (注)4	名古屋市昭和区	1,800 (1,800)	0.10 (0.10)
村上 正人 (注)6	愛知県春日井市	1,800 (1,800)	0.10 (0.10)
星野 勝之 (注)6	名古屋市名東区	1,800 (1,800)	0.10 (0.10)
伊藤 一明 (注)6	名古屋市瑞穂区	1,600 (1,600)	0.09 (0.09)
上甲 英明 (注)6	愛知県大府市	1,600 (1,600)	0.09 (0.09)
野村 政弘 (注)5	愛知県刈谷市	1,500 (1,500)	0.08 (0.08)
小野田 剛久 (注)6	愛知県みよし市	1,300 (1,300)	0.07 (0.07)
横山 達也 (注)6	愛知県大府市	1,300 (1,300)	0.07 (0.07)
水越 美樹子 (注)6	愛知県西尾市	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
横山 佳典 (注)6	愛知県刈谷市	1,100 (1,100)	0.06 (0.06)
広瀬 大地 (注)6	東京都立川市	800 (800)	0.04 (0.04)
人見 正樹 (注)6	名古屋市港区	800 (800)	0.04 (0.04)
稲葉 智秋 (注)6	愛知県大府市	800 (800)	0.04 (0.04)
押田 英昭 (注)6	名古屋市緑区	600 (600)	0.03 (0.03)
竹内 靖典 (注)6	愛知県知多市	600 (600)	0.03 (0.03)
中沢 由美 (注)6	愛知県常滑市	600 (600)	0.03 (0.03)
久米 実希子(注)6	愛知県知多郡東浦町	600 (600)	0.03 (0.03)
松本 真寿美(注)6	愛知県東海市	600 (600)	0.03 (0.03)
浦 英樹 (注)6	愛知県大府市	600 (600)	0.03 (0.03)
その他30名	—	5,700 (5,700)	0.31 (0.31)
計	—	1,822,200 (178,300)	100.00 (9.78)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
4. 特別利害関係者等(当社取締役)
5. 特別利害関係者等(当社監査役)
6. 当社の従業員
7. 当社の自己株式
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位未満を四捨五入しております。
9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月31日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 寛 尚 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月31日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 寛 尚 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年9月26日開催の取締役会に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年10月31日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 林 寛 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年9月26日開催の取締役会に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月31日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 寛 尚 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月31日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 寛 尚 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年9月26日開催の取締役会に基づき、取締役に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を付与し、平成28年10月11日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



&

